

平成23年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

9月5日（月）午前1

0時開議

日程第 1 一般質問

第13番議員 渋谷 登美子 議員

第2番議員 青柳 賢治 議員

第6番議員 柳 勝次 議員

第4番議員 長島 邦夫 議員

○出席議員（13名）

1番 畠山 美幸 議員

2番 青柳 賢治 議員

3番 金丸 友章 議員

4番 長島 邦夫 議員

5番 吉場 道雄 議員

6番 柳 勝次 議員

7番 河井 勝久 議員

9番 川口 浩史 議員

10番 清水 正之 議員

11番 安藤 欣男 議員

12番 松本 美子 議員

13番 渋谷 登美子 議員

14番 藤野 幹男 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	杉田豊
書記	岡野富春
書記	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤勝町長	
井上裕美	総務課長
中嶋秀雄	地域支援課長
中西敏雄	税務課長
新井益男	町民課長
岩澤浩子	健康いきいき課長
青木務	長寿生きがい課長
大塚晃	文化スポーツ課長
簾藤賢治	環境農政課長
木村一夫	企業支援課長
田邊淑宏	まちづくり整備課長
大澤雄二	上下水道課長

田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
内	田		勝	教育委員会こども課長
簾	藤	賢	治	農業委員会事務局長
				環境農政課長兼務
松	本	武	久	代表監査委員
安	藤	欣	男	監 査 委 員

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は全員でありますので、平成23年嵐山町議会第3回定例会第6日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○藤野幹男議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、説明員中の高橋副町長につきましては、公務出張のため欠席しておりますので、ご了承願います。

これから一般質問を行いますが、会議規則第63条の準用規定にかかわ

らず、3回までの質問回数を制限しない一問一答方式を引き続き試行いたします。

◎一般質問

○藤野幹男議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い順次行います。なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇ 渋谷 登美子 議員

○藤野幹男議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1の3.11以降のまちづくりについてからどうぞ。

〔13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○13番(渋谷登美子議員) それでは、通告書に従いまして一般質問を行います。

まず、3.11以降のまちづくりについてですけれども、福島原発事故以降、日本中が放射能汚染されています。これはどのようにして考えたらいいかということなのですが、少なくとも住宅地と、嵐山であれば農業地域を守るという視点で考えていかなければいけないと思って質問します。

放射線の影響は、胎児、乳児、幼児の順で身体への影響が深刻です。持

続不可能な日本にしないためにも100年くらいは子供の放射能被曝をできる限りさせない方法が必要になってきます。

(1)として、土壌汚染による農業への影響への評価と対応。

(2)として、子供たちの居場所の放射能汚染への対策。線量計測と対応について伺います。福島県と比較するのではなく、過去の埼玉県の数値と現在の嵐山町の数値の比較が必要であると考えます。

(3)です。内部被曝と外部被曝を加えた総量が年間1ミリシーベルト以下にする政策が必要ですが、これはもともと福島原発事故以前はそのようなものでしたから、どのように実現させていくか考えを伺います。

4番目です。子供が活動する場、校庭、園庭などの表土を1センチ削ると空間放射線量が5分の1から10分の1程度に低くなる。今後30年で2分の1、60年で4分の1、90年で8分の1の低下セシウムになるので、早い段階で子供が活動する場の土壌の除染が子供の生育環境を守る。実施を求めますが、その方法について伺います。

5番目です。食物の放射線量測定器の購入について、今後100年近くは、半減期の長い放射性物質の影響は避けられず、子供の内部被曝に係る原因となる食べ物、水、土壌の放射線量は、身近で計測して安全性確保が必要です。身近に放射線量測定器を設置すべきであり、考え方を伺います。

6番目です。予測される財政面での次年度以降の影響について伺います。

以上、答弁をお願いいたします。

○藤野幹男議長 それでは、小項目(1)から(6)の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、ご質問に答弁させていただきます。

質問項目1番の小項目1の土壌汚染による農業への影響と対応について、これからお答えをさせていただきます。

現在町では農地等の土壌検査は実施をしておりますけれども、去る8月12日に嵐山町産の現在出回っている代表的な野菜でありますタマネギ、ジャガイモ、キュウリ、ピーマン、ナガネギの環境調査を県内の民間調査機関に委託をし、検査をした結果、放射性沃素、放射性セシウム¹³⁴、¹³⁷は不検出でありました。また、ナスにつきましては、埼玉県で8月23日に検査をし、不検出でありました。また、米につきましては、県が全市町村を対象に調査をすることとしており、既に8月25日には吉川市ほか6市町を実施し、すべて不検出の結果が出ております。

また、8月26日から30日に採取をし、9月1日、県で発表が行われました行田、鴻巣、朝霞、志木、八潮、富士見、蓮田、吉田、日高、そしてこの近所の坂戸、川島、白岡等でも検査結果が発表されて、不検出でございました。また、嵐山町では9月中に実施をされる予定となっております。

続きまして、質問項目1の小項目2番についてお答えをさせていただきます。

子供たちの居場所の放射能汚染への対策、線量計測と対応でございます。

線量計測といたしましては、子供たちの居場所として特に関係の深い幼稚園、保育所、小中学校及び公園、総合運動公園など町内 15カ所につきまして、7月 12 日から直近では8月 29 日の計測まで計4回の空間放射線量測定を行っているほか、幼稚園、各小学校の土壌調査の実施及びプール開始に合わせての各小学校及びB&G海洋センタープールの水質調査などを行い、安全性の確認をしております。また、その結果を広報紙、ホームページ等により公表をして、町民への情報提供を行っております。今後におきましても、空間放射線量調査につきましては、継続をして行っていく予定でございます。

また、計測数値の比較につきましてですが、東日本大震災以前の嵐山町における空間放射線量の計測数値がありませんので、直接的な比較はできませんが、埼玉県がさいたま市に設置をしているモニタリングポストの数値から見ると、3月 11 日以前の観測データでは毎時 0.031 から 0.060 マイクロシーベルトの範囲内で推移をしていた数値が3月 23 日の 0.137 マイクロシーベルトの最高値をはじめ、4月 19 日までは 0.060 マイクロシーベルト、これは3月 11 日以前ですが、そのマイクロシーベルトを超える数値であったことが判明しており、その後におきましては落ちついて、現在までほぼ大震災以前の数値 0.060 マイクロシーベルト以内で推移をしている状況となっております。

嵐山町では7月 12 日に埼玉県が菅谷小学校の校庭において測定をし

た数値が0.056でございました。この結果から見ても、嵐山町においても福島原発の放射線拡散の影響を同程度受けているものと考えられます。数値の上では、ほぼ3月11日以前の状態に戻っていると推測をされます。

続きまして、質問項目1の小項目3の内部被曝と外部被曝を加えた総量が年間1ミリシーベルト以下にする政策が必要であるが、どのように実現されるかにお答えをさせていただきます。

文部科学省では、8月26日に福島県に対しまして福島県内の学校の校舎、校庭等の線量低減についてを通知いたしました。これは今までは、校庭、園庭等の屋外活動の制限基準とされていた毎時3.8マイクロシーベルトの暫定基準を廃止するとともに、今後の新たな指針を示したものであります。これによりますと、学校における児童生徒が受ける線量につきましては、原則年間1ミリシーベルト以下とし、これを達成するため校庭、園庭の空間放射線量率につきましては、児童生徒の行動パターンを考慮し、毎時1マイクロシーベルト未満を目安として、必要な提言策を講じることとされております。

なお、年間1ミリシーベルトの考え方は、学校での内部及び外部被曝を含み、自然放射線による被曝及び医療被曝を含まないものとされ、空間放射線量率の1マイクロシーベルトの設定は、学校への通学日数を年間200日、1日当たりの学校での平均滞在時間を6.5時間と設定したものであります。今回示されました新たな基準は、福島県に示されたものでありますが、他県においてもこの数値をもとに、今後各自治体において取り組みがされていく

ものと考えられます。

その中において、嵐山町といたしましては校庭等における空間放射線量について、現在まで毎時1マイクロシーベルト未満という考え方ではなく、毎時0.19マイクロシーベルト以内ということを基準としてとらえ、測定結果等の公表をしてきておりますので、今後も基本的にはその考え方を継続して、定期的な測定を行ってまいりたいと考えております。

質問項目1の(4)、子供が活動する場の土壌除染について、これにお答えをさせていただきます。

8月26日に新たに示された基準に基づけば、校庭、園庭等において空間放射線量が毎時1マイクロシーベルト未満となることが目安と示され、その達成のために除染等の努力が求められております。嵐山町では、7月12日から現在まで、幼稚園、小中学校を中心にして校庭での放射線量調査を4回実施をしておりますが、新基準の毎時1マイクロシーベルトを上回ったところはなく、また毎時0.19マイクロシーベルトを超える数値を記録したところもありません。

特に夏休み後の児童生徒の登校に向けて8月29日から31日にかけて実施した測定では、校庭1カ所だけでなく各学校のさまざまなポイントにおいて調査いたしました。その結果、ふたつきの側溝を道具でこじあけて調べたのですけれども、一部堆積土から毎時0.19マイクロシーベルトを超える数値を示したところがありましたが、校庭、園庭においては、すべての測定ポ

イントで毎時0.19マイクロシーベルト未満でありました。したがって、現在の状況では、校庭、園庭等について表土を削るなどの対応は考えておりません。

質問項目1の小項目5番、食物の放射線量測定器の購入についてお答えいたします。

食物につきましては、厚生労働省が策定をした暫定規制値を上回るものは出荷が差し控えられることになっております。したがって、一般に流通している食物につきましては安全性が確保されているものと考えております。また、各県において農産物、水産物、原乳等の検査が行われ、その結果がホームページ等で公開をされております。

さらに、先月町が検査会社に依頼をした地場産のタマネギ、ジャガイモ、キュウリ、ピーマン、ナガネギの5品目について放射線量の検査を実施しましたが、放射性セシウム、放射性ヨウ素ともに検出をされませんでした。以上のことから現時点では、放射能測定器を町で購入し、食物等の放射線量の測定をすることは考えておりません。

続きまして、1番の(6)番についてお答えをさせていただきます。次年度以降への影響につきましては、議員もご承知のとおり、なかなか予測は難しいと考えております。アメリカ等の財政状況の悪化を原因とする円高により、企業利益の減少が予想されております。これに伴いまして、来年度の町の法人町民税も多くは見込めないものと考えられます。

また、来年度は固定資産税の評価替えが実施をされますので、固定資産税も減少することになります。町税が減少すれば、普通交付税は増額をされるのが交付税の理論であります。普通交付税額は地方財政計画に左右されますので、地方財政計画が増額されなければ交付税額は増額されない場合も考えられます。我が国の財政状況もご存じのとおり憂慮すべきものでありまして、先日アメリカの大手格付会社が長期国債の格付を1段階引き下げたとの報道もされたところであります。

先日政府は、国の平成24年度予算概算要求に向けた作業方針を発表しましたが、政策的経費につきましては、平成23年度当初予算比で一律10%削減を指示したとのことであります。平成23年度には、交付税に1兆円の特別枠が予算化されましたが、これが来年度加算されない場合、普通交付税額は減少されることが予想されます。

また、町では来年度予算編成において大変危惧しているところでありますが、今回の一般会計(第2号)補正予算においても、財政調整基金への積み立てを計上させていただいております。本来は基金を取り崩さずに予算編成を行いたいと考えているところでありますが、本年度のようになかなか難しい状況ではないかと考えられております。このとおり、通常の予算編成においてもこれまで以上に厳しい状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 第1番から再質問していくのですけれども、ちょっと私と町側との基本的な考え方が違うなと思っています。

私もいろいろ自然の放射能と、3.11以降とそれから以前とで、どの程度のものが出てくるのかなという、違いがあるのかなという、非常に苦勞といえますか、計算してみたりするのです。

ですけれども、町は現在はないというふうな形で考えているということですね。影響がないというふうに考えているということなのですから、それがまず第1に違うというふうに思っています。その点で考えて、農業に対しての影響のことなのですが、土壌汚染による農業の影響の評価と対応についてですが、土壌汚染がまず嵐山町ではないというふうな視点に立っているということであると思うのですけれども、これは随分基本的に違うのではないかなというふうに思います。

校庭の土壌汚染、校庭だけしか今調べていないのですけれども、志賀小学校の場合ですと、平均して表土が1センチのところは460ベクレルあったわけですね。一番多いところで、個人的に調査された方がセシウムで1,030ベクレルあったわけですから、そうすると農地においても当然そのようなことが考えられると思うのです。それで、今のところ農業の影響については、すべて不検出だったということでした。

ですけれども、検出限界値がどの程度であるものかということが、まずここでは公表されていないのです。検出限界値が公表されていない以上、一番

大きい検出限界値で200というところがあると思うのですけれども、500とかいうのもあると思うのですけれども、そういったものがない以上、不検出ということが言えないというふうに思っています。土壌検査を農地でやっていないので、それではどうするのかなというふうな感じがあるのですけれども、米に関して言えば、いろいろなところを見てみますと、来年が最も土壌汚染が高いのではないかというふうに言われています。それは福島原発が現在も収束していないので、放射し続けているために濃度が高いというふうに思われます。雨が降ると土壌にセシウムが付着するわけですが、それについては全然考慮しないというふうな形で、今嵐山町は考えていらっしゃるようなのですけれども、私はなるだけ農業に対して来年度も再来年度も、これからずっと続くものをどうやってその除染をしていくかという、なるだけ野菜等の産業にかかわるものにセシウムや放射性物質がつかない方法を考えていかななくてはいけないと思っているのですが、とりあえず野菜の検出限界とか、米の検出限界については、どのようなところに出されているのか伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 土壌についてのご質問でございます。

嵐山町では、今土壌についての検査は、今答弁させていただいたようにしておりません。農業の土地については、それで、それについて検査検出の

限界というのをどこに求めているのだということですが、答弁の中でも、今言わせていただいたように、農作物の検査をして、そのところの中で検査結果が不検出ということですので、土壌についても、嵐山町の土壌は心配ないという状況だというふうに、農作物の検査結果から判断をしております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 検出限界値というのは、ここですと町内の農産物の放射性物質の検出結果というのは、8月12日ですか、日本環境調査研究所というところに出されています。その日本環境調査研究所の検出限界で調べることができる限界値というのは、1ベクレル以上だったら大体皆さん納得できる、1ベクレル以下のもので未検出だったら、まあいいかなと思うのですけれども、それ以上になりますと、これは検出されているというふうに、不検出であっても検出というふうな形になってくるのですけれども、その問題なのです。

例えば土壌に1,000ベクレルか何かあったら、それでお米についてはどのくらいセシウムが移行するかとかいう計算値があるのです。そういったものがすべてのものにあるわけで、それについてどのように考えているかということなのですが、なるだけ嵐山町でも生産物に対して検出していない不検出、細かい、小さい数値で不検出であるということが証明されれば、皆さん買っていくわけです。

昨日ですか、ウェブで検索しておりましたら、女性の40%以上が関東地

域の米は買わないというふうアンケートが出たという形ですので、そうするとやはりなるだけ、どの程度安全かということをお皆さんに周知できることが必要なので、その点について伺いたいと思っていますのですけれども、検出限界値を伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今お話をさせていただいたように、農作物の結果で判断をしているわけですが、暫定規制値というのは国の英知を結集した中で発表されておまして、放射性沃素、放射性セシウム、そういうものの暫定基準値というのは 300 だとか 200 だとか出ているわけです。

それで、嵐山町の中では検出がされていないということですが、暫定規制値以内、検出限界未満ということで、数値がそのところには達しない数値が嵐山町の中では出されているという状況でございます。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) すみません、ちょっと意味がうまく伝わっていないと思うのですけれども、検出限界値というのは機械が1ベクレル以下ははかれませんかといったら、それが検出限界値になるのだけれども、今のお話でしたら規制値以下が検出限界値になっていて、不検出になっているということでしたら、実際にはこれナスが幾らとか、私ちょっとメモをしてきていないのですけれども、検出限界値が規制値以下であったらなば、そうしたら例えば 500 だったら 499 でも検出限界値で、不検出という形になってくるという

ふうに見えるのですけれども、それだと住民の方は納得できないですよ
ね。というか、消費者はそういったものは買わないという形になってくるので
すけれども、ですからなるだけ検出限界値が1ベクレルで、例えば 20 とか
30 とかいう形だったならば、それは皆さんいいかなと、低いかなという感じ
で見られるか、そのところは個人の問題になってくるのですけれども、そこ
の問題のことを言っているのですけれども、そこについては調査はされて、
そういった値が出てきていないということなのではないでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 検出限界未満、今の数値ですけれども、暫定規制値という
のは今言ったように沃素について 300 ベクレル、セシウムについては 200
ベクレルということですが、嵐山町のタマネギの場合には、沃素が 9.8、キ
ュウリが 9.6、ピーマンが 14、ジャガイモが 12、ナガネギが 9.9、それから
セシウム 137 のほうですけれども、タマネギが 12、キュウリが 14、ピーマン
が 13、ジャガイモが 13、長ネギが 13。セシウム 134 のほうですが、タマネ
ギが 11、キュウリが 16、ピーマンが 17、ジャガイモが 11、そしてナガネギ
が 8.9 という結果が検出限界未満ということで報告を受けております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) そうしたら、そういうふうな形で値を発表すると
いうほうがよいかと思うのです。それで、嵐山の場合ではないのですけれ
ども、食品の暫定基準値で計算しますと、非常に高い値になってくるのです。

私もこれ計算してみて、自分で計算したのではないのですけれども、これは値自身がとても高く、全部基準値でやっていきますと、これは計算したものが出ていました。原子力資料情報室なのですから、そこで出ていた値というのがありまして、大人で全部のものを加えるとどういう値になるかというのが出ているのです。

それでいきますと、大人が検出限界値ですべて食べたら12.9ミリシーベルト、それから幼児が26.4ミリシーベルト、乳児が14.9ミリシーベルトという形になるのです。ですから、これはこういうふうな形で出されるのだったら、不検出という形でも、数値を出していったほうが正確ですし、もし産直などで、直売所などで売られる場合には、そういったことを出してしまったほうが、私はむしろ住民や消費者の方に対して親切だなというふうに思っていますので、そういう形でお願いしたいと思います。

それと、嵐山町は土壤汚染がされていないということを原則として考えられているのですけれども、私自身はすべてのところが土壤汚染されているという感覚があります。というのは、嵐山町に今までなかったものが、セシウムが明らかに、嵐山町にセシウムがあったという検査はないわけですから、明らかにゼロから5センチの中で出てきているわけですから、あるわけですよ。ですから、なるだけ土壤汚染をしないものをつくっていく、土壤汚染で作物に放射性物質がうつらないような形の農業をしていくという指導が、あり方が必要だなというふうに思っているのです。

ずっと見ていて、従来の農業のあり方からこれからの農業のあり方というのは、なるだけ汚染をさせない形の農業のあり方に変えていくということを数年ぐらいやっていかないと、日本自体というか、この地域自体もだめになってくるのではないかな。

3月議会のときには、私は東北のほうでお米ができなくなるだろうから、こちらのほうで米が何とかつくれて、全体に間に合うようにすればよいのではないかというふうな形の総括質疑をしたのですけれども、実際にはこちらのほうにも土壌汚染などがあるわけで、その中でもなるだけ必要なもの、土壌汚染されているものから作物に放射性物質を移動させないという形のやり方があるわけで、そういったことが少しずつ研究されているのですけれども、大地を守る会とか、そういった形でも今年からやられているのですけれども、まず最初に必要なことは、カリウムとセシウムが似ているので、カリウムをたくさん入れると、ぎりぎりのところでセシウムを少なく植物がとっていくという形があるらしいのです。吸着が少ないのだそうです。そのためには、なるだけ石灰を多くしていく、その肥料の与え方なんかもちよっと考えていったほうがよいらしくて、そこら辺についての考え方があると思うのです。

それで、販売する野菜については、セシウムを取り込まない野菜にしていこう。それから、それはハウレンソウとか、カラシナとか、フダンソウとかというものがやはり吸着するので、そういったものを避けた形のものを、植物を、食べ物を栽培していくということが必要なのではないかなというふうに思っ

いるのです。

休耕田にすると、菜種、休耕田なんかではセシウムやストロンチウムを取り込まないものとして菜種を植えていって、それで景観をよくしていくという方法をとっているわけなのですけれども、そういった農業のあり方を嵐山町自体が考えていく必要があると思うのですが、その点についての考え方について伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 これからの農業ということで、今施肥、肥料の与え方というようなお話でございます。いろんな記事も流れてくるわけですが、そういう中で今セシウムとカリウムが似ているので、カリウムをやるとカリウムの吸収が多いのではないかと、セシウムが減るのではないかとあれですが、そういうようなことも含めてどういようなことが有効なのかというのは、これからいろんな研究もされ、指導も県のほうからも、いろいろなところから来ると思いますが、原則として今、先ほどの報告の補足説明というのが中にあるのですが、測定結果については、検出限界未満とは不検出と判断していただいて構いませんが、ゼロという意味ではなくということで、今言いました数値、それでそれらより低い濃度であるため検出されなかったという意味であると。そして、それは不検出と判断して構いませんという測定結果というか、補足説明もついているので、そういうふうに報告をさせていただきました。

それで、今の施肥のことですけれども、これからの問題ですので、どうい

形のものがあるのか。新聞記事なんかですと、ヒマワリをして除染されたもの、ところを何か吸収していくのだとかいう話も出ておりますが、これからの問題として考えていきたいというふうに考えています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) これは大切なことだと思っています。

それで、嵐山町でこれから堆肥が使われると思うのですけれども、堆肥の汚染度についてはどの程度調査されているのか。そして、嵐山町の堆肥を田んぼや畑に入れたときに、どの程度それが汚染されていくのかというのを見ていかないといけないと思うのですけれども、それについてはどのような考え方を持たれるか。今現在の嵐山町の堆肥は限界値よりも少ないので、町長の言われる話になると不検出になるわけですけれども、それだと土壤にその後、これからもまだ福島原発からのものが出てきているわけですから、もっと加わっていくと思うのです。そうすると、ここ数年が嵐山町の農業を守るために必要なことなので、それをどのように考えていくか伺いたと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今お話をされたとおりなのです。不検出というのは、今言った数値以下ということなので、そういう報告でよろしいということなのですが、空間の測定値でも、先ほど答弁させていただきましたが、3月11日以前のさいたま市でのモニタリングポストのあれですと、0.060 マイクロシーベルト

ぐらいな数値で来ていたということなのです。

それで、今ほぼそのところに来ているという数値が推測されるわけですが、今を見ますと、それと同じように土壌の中でもそういうような状況というのはあるのではないかと思うのですが、前の数値というのはありませんのでわかりませんが、嵐山町の堆肥についても、この補足説明にありますように検出値は数値以下ということでありまして、不検出ということで報告をさせていただいているところであります。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 不検出で堆肥を使われる場合は、私ちょっと問題かなというふうに思っています、やはりそれが土壌に入っていくので、むしろ不検出ではなくても実際にあるわけです。それが土にくっついていくわけだから、ますますそこで固定されるので、セシウムのある堆肥を使われるということは、土の中にそれを定着させるということになってくるので、それは今回の場合は、ここ1年、2年の場合は、町でつくられた堆肥は使わないというふうな形で、どこかにためておくとか、そういうふうなほうがよくて、別な形のもの、今回に関しては、1年目、2年目に関してはどうしようもない部分があって、10年ぐらいのスパンで、ここ数年ぐらいのスパンで、町の農業を考える、守るという視点に立ったとき、それはかなり厳しいものが、つくっていただいで本当に苦しいものがあるのですけれども、そのところはちょっと抑えておいたほうが、嵐山町自体も農業が健康なものになっていくと

いうふうに考えられると思うのですが、その点についての考え方が、不検出であるからよしとするのか、検出されていないものだったらいいとするのか、そのところが難しいと思うのですが、これは私はちょっと厳しい状況にあるなというふうに、今聞いて伺っているのですが、その点について伺います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議員さんの判断だと厳しいということなのですが、検査の結果で、こういう報告書が来る中だと、今言ったように検出限界濃度以下のところについては、不検出という発表でいいですということになっています。

ですので、その土壌についても、今もうちょっと堆肥は嵐山のを使わないほうがいいのではないかとということですが、その堆肥についてもこういう状況ですので、3.11 以前のときどうだったのかというのが、数値がないのです、嵐山の場合は。ですから、ほかの検査結果が大体そういうような状況ですので、使用しても大丈夫というふうな判断をさせていただいていると、こういうことでございます。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) しつこいようなのですけれども、土壌というのは農業をしていく上でとても大切だと思うのです。堆肥に関して、特にナスとか、とれた物に関しては不検出という形で、次に食べ物に入ってくる、人間の体に入ってくるのです。9ベクレルぐらいだったら、私はちょっと、本当は1ベク

レル以下にしたいなというのがあるのですけれども、9ベクレルぐらいだったらよしとするのか、そののところはその人の考え方なのですけれども、1.66ベクレル以下が普通ではないかというふうに言われています、食べ物の限界値というのは。そうやってきているわけですが、土壌については土に吸着するとそれが、堆肥が200ベクレルぐらいというふうに私はいただいているのですけれども、セシウムなどが。そうすると、それが土について土から離れなくなるわけです。土から離れなくなるストロンチウムやセシウムたちをどうやって取っていくかということが、今これからの農業者の課題になっていくわけです。

その部分でわざわざ今それを入れなくても、ちょっと我慢して、本当はすごく苦しいところなのですけれども、そのところは嵐山町の独自の考え方みたいなとか、農業者が独自の考え方を持って、そのところを進めていかないと、ついてしまったものは、これからずっと何年間もそこから取れないわけです。セシウムに関しては30年間で半減するわけですから、それがずっと蓄積していくわけです。これから雨が降ってきますし、8月19日は一挙に雨が降った段階で放射線量が上がったというふうに言っていますし、雨が降るたびに放射線量が上がってくるというふうなことは言われているので。でするので、やっぱり蓄積してくるので、そうするとそれをなるだけ今の空間から来る、空気や雨から来るもの以外のものを土壌にため込まないということが嵐山町の農業のあり方として、これからすごく大切なことになってくると思う

のですが、その点についてもう一度伺います。

国がよいからというふうな形でやっていくと、嵐山町の農業が守れなくなるのではないかなという視点があるのですけれども、その点について伺いた
いと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 嵐山町の農業ということですが、国の英知を結集をした数
値だとかという形で、農水省にしてもそういうものを出しているわけです。そ
して、日本国の中の嵐山町という地方自治体でございますので、国が大丈
夫だという基準がこうなのですよということであれば、それを守っていくとい
うか、それを信用するというのか、それを基準に考えていくというか、そう
いう方向でいきたいと思っているのです。

それで、今おっしゃるように、嵐山町の中だけ使えない、嵐山町の堆肥は
使ってはいけないということですが、そうすると今の状況の中で、どうい
うところの堆肥を使ったらいいいのかというような問題も出てくるわけ
でして、どこのところがどうだかわからない状況だけれども、検査をした結果、嵐山町は
数値以下、不検出でいいのですよという状況ですので、ちょっと大変厳しい
というか、ゼロではなければだめだというようなことだと思っておりますが、な
かなかそういう状況には今厳しいというか、難しいのではないかと。

ただ、これもちょっと言わせてもらいますが、3.11 以前にどういう数値であ
ったのかというのもわからないわけです。3.11 以前はゼロだったという、す

べてがゼロだったということではないわけですので、先ほど申しましたように0.06という数値が、以前そういう状況であったという検査も出ているわけですので、その状況ですとここに来ているわけですから、嵐山町の中ではどうであったのかわからない。現状では、国でよしと決めたものについて守っていきたいというふうに考えています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 国がよしとしてきた考え方で牧草がだめになって、牛肉がだめになってきたわけですね。そういったことを考えていくと、国の言うことが必ずしも英知を結集したものであるかどうかということとはわからない。原発の事故についてもそうでありました。

ですから、地方自治体というのは今どうやって、国ではなくて独自の基準を持って進めていくかということに、ここで日本がきちり将来持続可能な国になるかどうかというのは、自治体の長の考え方によってくると思うのです。

これは言ってもしょうがないかもしれないのですけれども、恐らく放射線量に関してはともかくとして、土壌のセシウムというのは、ストロンチウムがあるかどうか知りませんが、3.11以前はなかったのではないかなと思います。だって、ストロンチウムというのは自然物にはないものですから、ですからそういったものを入れないというふうな方法があったほうがいいかなと思っています。

これについてはしようがないかなと思うのですけれども、堆肥の汚染度というのをしっかりこれからも町のほうで検査していくという必要性があると思うのですが、その点について今は農業者の方がやっているということですが、それについての考え方を伺います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今その事業者がやっているということですが、これからもその事業者にやっていただく。町の堆肥ではありませんので、町のほうで指導をして、これからも継続をしてはかっていっていただく。それは堆肥だけではなくて、ほかのものについてもそういう対応をこれから図っていきたい、継続した見方をこれからもしていきたいと考えております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 土壤汚染についてはこれからもあることですので、今後続くかどうかわかりませんが、1年、2年、そして3年、4年、少なくとも10年以上、30年たってやっとセシウムに関しては半減するわけですので、それをどうやってなるべく早い期間になくしていくかという方向を町自体が農業のあり方として考えていかななくてはいけないということで、いいです。

それで、ここに関しては本当にミネラルが多いものを使っていくということで、堆肥ではなくて生ごみの堆肥化という形を実際に入れていくと、かなり進んで、また別の視点ですけれども、今の堆肥ではない形でも済むということ

が言えると思います。

それから、子供たちの居場所についての放射線量の対策ですけれども、私もこれに関してはどのように考えたらいいのかということで、自然放射線量をどう考えるかということで随分考えたのですけれども、計算しました、実際に。埼玉県自然放射線量というのは0.9ミリシーベルトだそうです。これは、電力会社のほうからとりました。

そして、そのうちの中で考えてみましたら、0.9ミリシーベルトは時間にすると、1時間ごとにすると0.104マイクロシーベルトになるのです。それが内部被曝と外部被曝を足した値になります。その内部被曝と外部被曝の比率というのをずっと見ていくと、内部被曝が2で、外部被曝が1になるのです。そうすると、外部被曝というのは0.0340マイクロシーベルト時間になるのです。それで計算してみたのですけれども、8月29日と30日の玉ノ岡中学の場合は0.14マイクロシーベルトであったので、それから引くと0.1054シーベルトになるのです。今の嵐山町の子供たちの受ける放射線量の考え方は文科省の考え方をとっていますので、線量自体とても低い、実際の線量よりも低い数値になっているなというふうに思っています。

というのは、屋内40%で計算していますけれども、普通木造住宅は10%しか減らないという形になってくるので、それで計算してみると全く違うのです。10%ではなくて全部がその値にすると、外部と同じ値にすると、玉ノ岡中学の8月29日、30日の測定値では0.919ミリシーベルトになってしまい

ます。それが外部被曝という形になります。1ミリシーベルトには、少ないという形になりますけれども、内部被曝と外部被曝を合わせた場合にどうなるのかなというふうに考えますと、これは内部被曝と外部被曝を加えますと、1ミリシーベルトを超えてしまうのです。

七郷小の場合ですと、これは8月8日の場合は、完全に外部被曝だけで1ミリシーベルトを超えてしまうという状況になってきてしまって、先ほどの町長の嵐山町の子供たちの居場所の基準というのは野田市の基準と同じで、これは妥当な線かなとは思いますが、それでいってどうなのかなというふうな感じで、それでこれは単純にこの形でよいのかというと、1ミリシーベルトで子供の居場所ですと、子供の場合は乳児と幼児とで全く影響が違って来るので、同じような考え方をもってよいのかという考え方なのですが、それで0.19マイクロシーベルト以下のところに関しては除染しないという形でのいるわけですね、今現在。それだと、ちょっと弱いのかなというふうに思っています。でも、ほかの自治体でもほとんど0.2マイクロシーベルト以上のところを除染するという形なので、今の段階では、嵐山町のやり方は、ほかのところと比べると妥当とは言えるのですが、私自身はこれではまずいのではないかと、子供を守るという形にはならないのではないかなと思っています。いろいろなところを、高いところはというふうな形になさったのですけれども、砂場等はどうだったのか、一つ一つのスポットについてはいかがだったのでしょうか。

野田なんかでも見ていると、もっと細かくやっています、滑り台の下とか、そういうふうな形で、そのところは除染していくという形になっていて、今は面的な部分では除染する必要は嵐山町もないわけですが、国の指針によりますと、1ミリシーベルト以下のところは、基本的に側溝やなんかは除染する対象になっていますけれども、もっと細かい200メートルメッシュぐらいな形で線量を見ていくというふうな考え方があってもよいかと思うのですが、その点についてのお考えを伺いたと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 細かくはかれということだと思うのですが、細かくはかっているのです。先日もはかり方というのか、校庭比較やって、こっこの隅とこっこの隅と真ん中とか、こういうようなはかり方が基準とされているわけですが、そうでなくて、一緒に私もくっついていきまして、ここはどうだ、ここはどうだということで細かくはかりました。

そして、その前にはかったときには、ここのところはほかのところよりちょっと高かったというような数値のところをあれしたのですが、学校応援団の人たちが行って、側溝のところのごみを上げて、この間行ったときにはもう乾いてしまっているのですが、上げた乾いた土、ごみというのではないですね。何か出したもの、それをはかったり、また側溝の中をはかったり。今おっしゃるようにブランコ、滑り台がどうだとかということですが、そういうようなところに置いてはかってみました。子供たちが運動をする空間、そういうところにつ

いては数値的には報告をさせていただいているような状況でございます。

それで、このところはどうなのだろうということで、道具を使って、ふたがぴたっとういうふうになっちゃっていますので、あかないのですが、ここをちょっとはかってみてくれということで、機械を使って上げて、そのところをはかったら、そのところは空間の遊ぶ場所よりはちょっと高い。

だけれども、そのところは道具で上げるようなところですから、そのままふたをしてしまえば、子供がいじれるようなところではありませんので、そのところはちょっと高かった。

しかし、その数値も今度8月、今度このところで国から福島県のほうに出された数値も下回っていますし、嵐山町の数値の中でもそういったところは、ほかに比べると高いということですが、そういう基準を超えているようなところではありませんでした。

それで、考えられるようなところというのは、芝生のところはどうか、七郷小学校ではプールのわきのこういうへこんだところですか、いろんなところをはかってみましたけれども、子供たちが遊び回っていくようなところについては、報告をさせていただいているとおりでございます。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) それでは、町では随分丁寧にしていただいているということで。

今度は、これは公共施設になるのですけれども、これには直接入れてい

ないのですが、私が町民の方と話していたら、子供さんが、乳幼児のいる家庭が割とそういうふうな情報とかがなくて、小っちゃいお子さんがいらっしゃる場所がとても弱いなというふうな感じで、特にここはちょっと高そうだなというところで実際にお子さんを遊ばせているところが結構多かったのですが。

八潮市ですと、たまたま八潮市が学校で面的整備をしたというニュースがありましたので、それについてみますと、八潮市では線量計を6月から各家庭に半日ずつ貸して、そしてそれで各家庭でいろいろなところをはかって、そのところを除染するという形をやっているのですが、多くの場合そういった一番心配なのは胎児と乳児、幼児ですから、そういった方、いわゆる学校、幼稚園に入っていない方たちが一番被曝するわけですから、その部分に対しての手当をどうしていくかという形で伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 どうしたらいいのかわからないのですけれども、ちょっと今の質問では。そういうような場所は嵐山町にないのです、はかって。ですから、もしこういう場所だということであれば、そして、まして胎児、幼児ということですから、とんでもなく狭いところに入っていかとか潜っていくとかということとは考えられないわけで、普通の運動空間ですので、そういう状況のところは嵐山町の中ではからせていただいている小学校、私がついていったのは小学校だけなのですけれども、ほかの公園ですとか、そういうところも職員が行ってはかっていますので、そういうことを考えると、今おっしゃるように何か

ちょっと心配だというようなところというのは、現状では考えられないというふうに思います。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) すみません。質問の仕方が悪かったと思うのですが、家庭にいらっしゃる人、例えば家の周りで子供さんを遊ばせていて、そのところには何か草がいっぱい生えていたりとか、これは危ないなというふうに思うのですけれども、それを刈られたらいいのですけれども、実際に放射線量の線量計がないとそういった形のことも自分のおうちでなさることができないというふうに思っていますし、私もきのう購入したのですけれども、3万円ちょっとでした。安いのでね。でも、そういったものをそれぞれの家庭がお買いになるよりは、町で購入して、それを八潮市では貸し出しをして、それで各家庭が自分の家の周りとかをはかっていらっしゃるらしいのです。

また、別の方なのですけれども、お子さんがいらっしゃる方なのですけれども、これは嵐山町の方ではないのですけれども、家の中が非常に高かったもので、ふき掃除を一生懸命にして、茶がらをまいてそして掃除をしたら0.2が0.05になったとか、そんな形のことなので、お子さんに関しては、乳幼児に関してはそういった丁寧なやり方というのですか、これからのことで、これは何年も何年も続くことなので、そういった指導というか、町のほうでの適切なあり方が必要だと思うのですけれども、その点についてどのようになさる

か、特にご家庭、小さいお子さんを持っているご家庭は、気にしてもしようがないのだけれどもと言いながら、やはり気になっている部分があるので、そのところについてどのように考えるか伺います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 嵐山町では、町民の皆さんの不安を少しでも解消をしていく、それにはどうしたらいいかということで、内部でいろいろ検討しながらやらせていただいているということです。

ですので、これからもそういう方向には全く変わりはないわけですが、今まで以上に何かをやらなければいけないことがあるとすれば、そういうこともやっていきたいと思えます。

それで、今おっしゃるように家庭の中ですとか、このところはとかというようなことで、器具を買ってそれでそれを貸し出しをというようなことをあちこちでやっているし、議員さんがおっしゃるように、この近所の市町村でも買って、それを貸し出しているというような話も聞いております。

しかし、最初から言っているように、機械によってみんな数値が違う。それで、嵐山町が広域で借りてきて今使っている測定器、県ではかるものに比べると倍の数値が出るということです。ですから、そういうふうにとんどん、とんどんいろんな器具ではかるというのはどうなのかなと。ですから、嵐山町は検査機関にお願いをしてはかってもらうということを基本に考えていきたいというふうに思っていますので、町民の皆さんからどうしてもこのところ

をはかってもらいたいということがあるとすれば、行政のほうではからせていただきますので、言っていたところにはそういう対応をとっていきたいと考えています。機械を買って貸し出す、買うことというのはそんなに大きな問題ではないと思うのですが、そういうことでなくて、行政が、言われたら行ってはかる、こういうことを基本にしていきたいと考えていますので、話が来たところについては、そういう対応をとらせていただきます。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 基本的に行政の方にプライベートなところに来てもらいたくないというのが、住民の一般的な考え方だと思います。家の中に行政の方に来てもらって、はかってもらいたくないです。

それから、庭なんかに関しても、それからといの下なんかに関しても、行政の方にはかっただくよりも自分で、同じ機種にすればいいではないですか、町が使っているものと同じ機種にして、そして使っていけば、それを貸し出して、いろいろな条件によってまた違うと思うのですけれども、そういったあり方で住民の方がご自分ではかって、そして危険だなと思って、雨が降ってこのところは今回は怖いなと思ったところは、自分で掃除していくとかそういうふうな形のほうが、長い目で見ますと、乳幼児を抱えていらっしゃる方とか、それからそういった方たちが自分で自主的にやっていくしか、もう細かいところになると難しい。でも、そうやってやっていくしかないのではないかなと思うのですけれども、その点についての考え方を伺います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今答弁させていただいた状況で、嵐山町としては当面済ませていただきたいというふうに思っています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) では、これは仕方がないので、次にいきます。

○藤野幹男議長 一般質問の途中ですが、この際暫時休憩いたします。おむね 10 分間。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時19分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の一般質問を続行いたします。

それでは、質問項目1の小項目(3)の再質問からです。

どうぞ。渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) すみません。私は次々にいってしまったので、(5)までいってしまったと思っていたのですけれども。

○藤野幹男議長 よろしいです。いや、私もそう思ったのだけれども。

○13 番(渋谷登美子議員) 申しわけなかったです。次々に質問していったので。

○藤野幹男議長 もしまだあったらどうぞ。

○13 番(渋谷登美子議員) よろしいですか。

○藤野幹男議長 はい。

○13 番(渋谷登美子議員) 食物の放射線量のことなのですが、放射線量測定器の購入についてですけれども、町は今までどおり測定するものは自分のところでというふうな形で、特に空間放射線量測定器も購入していないし、食物の放射線量測定器の購入もしていないというふうなお答えだったというふうに思うのですが、昨日の日経新聞なのですけれども、これは柏市ですけれども、柏市でベクレルセンターというのを設置するというので、これですと検出限界値が1ベクレルか20ベクレル、どちらかで全部のものがはかれる。そして、それは市民の方が来て自分ではかることができるというふうなものを設置したということです。また、河内町というところは、8月1日の発表だったと思うのですが、これも食品放射能測定システムの導入というのをやって、セシウム¹³⁴と¹³⁷と沃素がそれぞれ検出限界30ベクレルのものを購入して、そして町民の皆さんがやってきて、自分で測定して、それは1,000円と2,000円か何かだったと思うのですけれども、測定時間が10分間ぐらいというふうな形のものを購入して置いているということなのです。

それで、消費者庁なのですが、消費者庁の『『食品と放射能』の問題に関する消費者庁の取組』というのが8月8日に出ています、「放射性物質検査機器の整備」という形で、支援をするというふうな形になっています。こう

いったことをやるものに関しては、放射性物質の機器の整備という形で、そうするとこれは嵐山町でもある程度のものが使えるのではないかなと思うのです。

ここに関していいますのは、私のところに電話があったのです。アメリカ国籍の方なのですけれども、娘さんを持っていらっしゃる方なのですが、お孫さんですけれども、3.11 後、すぐに孫とひ孫を連れてアメリカに行ってしまった。

それで、せめて孫に、ひ孫にたくあんを送ってあげたいのだけれども、たくあんを送ってあげたいから今年つくるねというふうに言いましたら、娘さんのほうから、日本の食べ物は危険なので、つくって送ってくれる必要はないというふうに言われたので、一体どうなのかしらというふうに言われて、気の毒だと思うのですけれども、そのところで、少なくとも自分のつくった大根が検出限界値というのではなくて、1ベクレル以下とか、そういうふうな全く不検出だったら、そういったものもこうでしたよというふうな形で送ってあげられるし、という形で嵐山町の場合、みんな市民農園的な形とか、自分で畑をつくっていらっしゃる、いろいろやっていますよね。そういったものがはかれる、そして自分の土壌もはかれる、そういったものを住民サイドでというか、町が場を提供して、そしてはかっていくという場所があったら、それはかなり農業というのですか、今の嵐山町の団塊の世代といいますか、そういった形で楽しんでいらっしゃる方たくさんいらっしゃいますよね。そうい

った方たちにもプラスになりますし、小川町ですと有機農業のグループの人たちがそれぞれ自分たちの品目を検査に出しているという形になっていました。そういったものを自分のお金を使って出すのではなくて、国のある程度の補助金を使いながら、そういった施設を使って町がやっていくところが、10何年、30年ぐらい続くものですから、そういったものがあつたほうがいいのではないかなというふうな形で、これについては伺っているのですけれども、いかがでしょう。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 検査については、先ほど来答弁させていただいているように検査機関にお願いをして、これからもやっていきたいというふうに考えています。ですので、この間6品目をはかったわけですが、それはすべてだから、どこのところか個々には聞いていませんけれども、市民というか、日常農園というか、そういう個人でやって、退職後始めた方だとかというようなものはかっていいと思うのです。どこをはかる、だれをはからなければいけないとかというのでないですから、希望があれば、そういうようなところも入れたりして、いろんなところで検査機関を使ってこれからもやっていきたいというふうに思っています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 消費者庁のものに関しては、検査の委託につ

いてもある程度のもので支援をするというふうな形にはなっているのですけれども、例えば100人とか200人の方がこれを検査してほしいと言ったら、それは町が全部お金を出していくという形になりますか。それは私は難しいと思っていまして、そうではなくて、皆さんが自分のつくっているものが安心なのかなというのを知りたいときに、1検体、今町は4万円ぐらい出しているのですか、そういったものを正式なところではなくて簡易なもので、住民の人が安心できる形のものをこれから設置していくということが大切なのではないかなと思うのです。これからのまちづくりにとっては、そういったものの切りかえが必要だと思うのです。今、確かに販売するものに関しては、そういった正式なところに出していくということも必要だと思うのですけれども、そうではないものに関してまでは、個人がやっていくというのはとても不安だと思うのです。大根をつかってそれで出していきたいということも、上げたいと思うのも、それも不安で、自分で消費するしかないという形ではないほうが、町民の方にとってもいいと思うのですが、これはずっと全部すべてのものを町が、すべての品目を町が全部やっていってあげますよと言うのならそれでもいいと思うのですけれども、そうではないと思いますが、その点についてはすべての町民の方がこれをやってほしいというふうに言ったら、そういったことを町が引き受けてやっていくという体制になっていくのでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 6品目この間検査をしたわけですが、志賀のキュウリ、乙

畑のナスとかいうような形で、こういうふうにするわけですから、今度はでは將軍沢のものをはかってみようとか、今度は古里のほうをはかってみようかというようなことで、検査をこれからしていきたいと思っています。

それで、基本的な考え方なのですが、前から言っているように、はかるのは結構なのです。どんどんはかったらいいと思うのですが、数値がひとり歩きされてしまうと困ってしまうのです。行政はそのところを一番心配していますので、検査機関に出して、どこのところにどう行っても構わないきちんとした数値をはかりたいというのが町の考え方ですので、検査機関に出したいと。検査機関ではかっていただく、これからもそうしたいというのは、そういうことでございます。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) そうすると、年間にどの程度の品目を調査する予定なのか、例えば嵐山町でどの程度の品目があって、それぞれの畑によって土壌の位置というのは違いますよね。雨がたくさん降り込むところ、それからそうではなくて粘土質が強いところ、砂地の多いところ、そういったそれぞれの畑の条件があると思います。それを一つ一つ抽出して、そしてそれについて全部出していくと、一体どの程度の予算をお使いになるのか伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 どういうことをお考えかわかりませんが、1枚の畑の中で、

こっちとこっちとこっちとこっちとを幾つもはかるというようなことではなくて、嵐山町の土壌の中でつくられたものについて、この間は6検体はかったわけですが、今度もそういうようなはかり方、6検体をするとしたら、今度は場所をローテーションしてもいいのではないかと思うし、そういう形ではかかっていきたいということでございますので、膨大な検体をすべてはかるということではございません。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 農業者にとってどうなのかなというふうに思うのですけれども、例えばそれは検出限界値以下のものは出ないわけですよね。そして、それに関しては全く不検出という形で、不検出だから安全ですよというふうな形で、販売に関してはいいですよ。販売はそれでいいので、でも本当はそういうふうな形で出てくると、消費者はやっぱり関西地方の野菜を買いに行くとか、そういったものも今ルートとしてありますから、そういったものになっていって、嵐山町のものは結局消費者が購入しないという形になってきたりしますよね。

小川町の有機農業の方たちは、それぞれの方たちで、仕方ないので、自分たちで測定しているというふうな形になってきています。それを町が、独自に町民の方がはかりたいと思ったらはかっていける場所をつくっていくというのは、それは私は数値がひとり歩きするという状況にはならないと思うのです。

例えば、嵐山町でできなければ比企広域管内でやっていくとか、そういったやり方で、これから10年、20年続く問題を解決していくという方向では、一つのあり方としていいと思うのです。タマネギでしたか、ナスは9ベクレルとかいうふうに出てきていましたけれども、そういうふうな数値もご自分で納得されて、そしてやっていかれるのでしょから、これは食べても大丈夫だなとか、そのときの判断というのはご自分の、つくっていらっしゃる方の判断だと思うのです。

それで、これは一つ別の形になりますけれども、日本から多く留学生が逃げ出しました。そして、もう帰ってきていません。外国からかなり見放されている状況になっています。それはそういった形のしっかりした情報提供がないからではないかというふうな形で、情報を明らかにしない。情報をそのところで、このところで管理しようとする町の姿勢、町というか、日本の姿勢があるために、そういったことが起こっているのではないか、パニック状態を日本がつくっているのではないかというふうに言われています。

その部分で、ではなぜ河内町や柏市が1ベクレルや20ベクレル以上というふうな形のものを検出できるように町民の方に、市民の方やなんかに開放していくというふうな形をつくったかという、やはりそういった心配を解消していった、農業というのですか、そういったものをしっかりさせていくためにあると思うのですが、その点については、町はそれぞれのところから何検体かしかしないというふうになると、やはり町民の人というか、消費者にと

っては余りよい傾向ではないというふうに思われますが、その点についての考え方を伺います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 何度も同じお答えで申しわけないのですが、今までやっているような状況で当面やっていきたいというふうに考えています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 私は、国の姿勢に必ずしもあれではないのですけれども、国は少なくとも、消費者庁はこれに関しては、ある程度の放射性物質検査機器の整備については補助、支援をするという形になっているのです。そういった国の姿勢もある。

そして、小川町にしても、ときがわにしても、滑川にしてもそういうふうな人たちがいて、嵐山の比企地域は比較的農業をする方が多いので、やっぱりそういったことが必要だと思うのですけれども、それは当面ではなくてずっとこの形でいくのか、それともこのところで切りかえて、はっきりある程度嵐山町は住民の人のための安心のために、そして消費者に購買をしっかりとその情報提供を与えて、土壌も検査できるわけですよ、こういった機械があれば。そういった形で進んでいくというほうが情報提供もできるし、皆さんに広く嵐山町の状況がわかってよいと思うのですが、それはやっていかないということでもいいのでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 現状では今までやっていたような状況でやっていきたいと考えています。

それで、状況が日々変わってくるわけですので、それらにいかに対応していくかというのは、これからの問題でございます。

それから、嵐山町ということですが、近隣の首長間もそうですし、職員同士いろんな研究会、交流機会が会ありますので、情報をしっかり流し合いながらやっていきたいというふうに考えています。

いろんなことがあるたびにいろんな情報を交換しておりますので、嵐山町だけではなくて、この比企圏内ではどういう状況であるかというような状況も、これからアンテナを高くしてやっていきたいと考えています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 埼玉県は、この動きに関しては比較的鈍いのです。

それで近隣市町村に関しても、首長によっては違うみたいですが、ちょっと動きが鈍いなというふうに思っています。それはどうしてもちょっと福島から離れているという安心感が一般的にあって、そして男性は子供さんを育てているという現状が、余り育てていない方がトップになるのだと思うのです。そのために弱さがあるというふうに考えています。ですけども、これは20年、30年続く問題ですので、食べ物の放射線量はある程度、自分たちがどの程度のものを把握しているか、食べているかということを考えるところ

で、初めて内部被曝がわかってくるわけです。

内部被曝と外部被曝で1ミリシーベルト以内にしていくというのが基本だと思うのです。3.11以前のそこに戻すためには、こういったことが必要だと思います。その点についても、お話ししても今後の流れによって変わっていくのだろうと思いますから、流れが変わっていくことを期待して、次にいきます。

6番ですけれども、予測される財政面でのことですが、当然だと思うのですが、これから厳しくなっていくというのは非常にわかっています。それで、これに関してですけれども、放射能汚染に対してのこれは、除染とかそういったことに対する予算というのは、しっかりまちづくりの中でもつくっていかなくてはいけないと思うのですが、財政面でそれについて、福島とかそこからはちょっと離れていますので、そういったものは影響ないものとして国なども考えていくと思うのですが、独自にそういった予算はある程度しっかりしたもの、長い目で見た形でやっていく必要があると思うのですが。そして、その部分に関しては、今まで以上に財政を切り詰めていく、カットしていくという方向も必要だと思います。

放射能除染をやっていくことに関して、ある程度の政策としてしっかりしたものを打ち出して、そして不要なものというか、今までの状況とは違って不要なものというのですか、今現状では必要なものと、3.11以前はしようがなかったかもしれないけれども、3.11以後は子供たちやそれから皆さん

が、農業を守るために必要なものについては予算を使っていくというセンスで予算建てができるのかどうか伺いたと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今までもそうですけれども、これからも必要なものにはしっかり予算をつかって対応していく、これは基本的な考え方であります。

それと、国で除染というようなことで、国で今度福島県のほうに示した内容も、一定限度を超えたものについては除染するときに補助対象になるということだと思うのです。ですので、嵐山だけでなくほかのところもそれを超えていないところについては、国のほうではしないという状況です、現在では。それで、各自治体の中で、それぞれの判断で行うところを行っているのでしょうけれども、嵐山町では、先ほど答弁させていただいたように、学校をはじめとして調査した中では数値はかなり下回っていて、除染をしなくても大丈夫だろうという状況でございますので、現状ではそういう予算はつくっておりませんけれども、これから必要に応じては、当然のことですけれども、事業展開をしていかなければいけないというふうに考えています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 現状としては、3.11以前の土壌とか空気状況に戻していくというのは難しいだろうと思うのですけれども、3.11以前に戻していくというのが基本だと思うのです。そのためには、なるだけそれも早い段階でそういった状況を整えていくというふうなことが必要だと思っていま

す。ですから、そこについては来年度の予算ではある程度しっかりしたものを組まれるということが必要だと思うのです。その部分に関して、ほかの部分を削ってもやっぱりそこに持っていくというふうな形がとられるべきだと思うのですが、その点についてはいかがでしょう。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 除染の予算ということでしょうか。

ですから、再三答弁させていただいているように、今学校をはじめとしてそういう対象になる場所もないわけです。それで、あと先ほど言った検査等については、当然ですけれども、これからも継続、生産物だけでなく校庭にしてもそうですけれども、そういうような検査の予算については、当然のことですけれども、確保していきたいと考えています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) これについては、私と町長の見解が違いますので。

嵐山町は3.11以前のそういうふうな形の状況にあるというふうに、空間線量に関してもそうだというふうに思われていらっしゃるのですが、私と全く感覚が違うので仕方がないのですけれども、3.11以前に戻していったら、基本的に子供をきっちり育ててあげる。食べ物に関しても、農地に関しても、しっかりした安全な措置をしていくということが、嵐山町を持続可能な町にしていくというふうに思っていますので、そこについてはこれからも検討される機会

があると思いますので、予算措置については十分なことをお願いしたいと思
います。

次に移ります。2項目です。地域の支え合いについてです。

(1)地域の支え合いに子供たちが参加して進めると、地域が活性化するこ
とが推測できる。かつて、ちょボラの動きがあつたが、ちょボラを身近な地域
で行い、介護保険の対象にならない方の簡単なサポートは、中学生や小学
生でも行える。その場合、地域通貨的に、本当は嵐山町に地域通貨があつ
たらよいのですけれども、地域通貨がないので、100円のお駄賃的な発想
や学校の通知表への反映があると進むと考えています。それは、交流セン
ターや学校を中心にして実施していただきたいと思いますが、考えを伺いま
す。

2番目です。子供の地域応援団を設置し、子供の地域応援団と学校応援
団の交流で、地域の支え合いを進めていくことで地域が活性化していくと思
いますが、少子高齢化について、それである程度対応できるのではないかと
思いますが、その点について伺います。

○藤野幹男議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 それでは、時間も余りありませんので、結論じみたこと
も考え方を含めて申し上げますけれども。

少子高齢化という最後に言葉がありましたけれども、まさにそのとおりで、

その中で将来を担う子供たちをどう地域の中で社会参加させていくかということだと思えます。(1)の地域の支え合いに子供が地域のボランティアとして活動を推進ということと(2)のそういう中で子供の地域応援団、2つはあわせると、ご質問であるご提言の趣旨は、支え合う地域づくりと子供の参加ということだと思えますので、まとめて、考え方を含めてお答えいたします。

大きく3つですけれども、1つは、支え合う地域づくりイコールまちづくりだと思えるのですが、ここに子供が参加、登場するということですが、いつも申し上げるのですが、私は子供は家庭でしつけられ、学校で学び、地域で育つと。特に地域ということを重点的に教育委員会の施策としてやってきました。その中でいろいろなアイデアを渋谷さんからいただいて、生かせるところは生かしてきた。

1つは、社会教育委員会で子供の健全育成にかかわる学校、家庭、地域のかかわり方と役割について諮問をさせていただいて、答申をいただいて、いろんなご意見やご提案いただいた。その中で特に地域に絞っては、学校応援団を設立したりとか、それから「すこやか子育て宣言」を作成したりとか、去年は子供たちのためにいろんなボランティア活動にかかわって、皆さんお集まりいただいて、すこやか子育てフォーラムを開催した。あとは、若い人たちが実行委員会をつくって、まちづくりに参画するという意味で成人式の実行委員会を成人式を開催した。これらの事業は、人と人とのかかわりということと、地域の教育力の活用ということと、若い世代の地域まちづくりへの参

画ということを意図したものであります。

2点目には、議員さんからご提言いただいた地域の支え合いに子供が参画するということは、全くそのとおりでありまして、大変意義のあることだというふうに思います。特に、ボランティア活動に参加するということは、子供の社会参加であり、いつも言われる子供たちの地域デビューの一つの形になるのかなと。こういう支え合うということで子供が地域でのボランティア活動に参加するということでは、多くの期待というか成果が考えられる。

1つは、地域の人とのつながりを持てることで、社会性ができるだろうと。それから、奉仕の活動をすることによって感謝されるという体験を味わえる。それから、地域の一員としての自覚も出てくると。さらには、地域を理解し、地域の人を理解することで、やがては来るであろう自分たちの地域づくり、まちづくりに参画する意欲、意識も出てくるのだろうと。

3点目に、では具体的にどう推進していくかという考え方でありますけれども、第5次の総合振興計画の中で、地域コミュニティーの振興というところで、「地域住民の自主的な活動による、よりよい地域社会の構築」ということが掲げられております。住民活動だとか、社会教育、生涯学習の拠点として交流センターが位置づけられて、今ボランティア活動の支援事業が展開されております。子育てから高齢者の見守りから、いろんな面についてボランティア活動を推進していくという趣旨であります。今月号の広報に、こういうふれあい交流センターからボランティアの登録募集の中で、活動領域として

17、その中に社会教育とか子供の健全育成とか、こういうものもあります。

そういうことを踏まえると、どこが音頭をとる、どこが仕掛けるというのは別にしまして、子供が大人とともに企画、活動できる場、こういう場づくりとしては交流センターのボランティア活動支援事業の中において発生してくるのが本当は望ましいのかなと、そういう中で子供の地域応援団の設置がなされていくのだろうと。そういうことが進めば、学校教育との連携も進めて、より効果が期待できるかなと、こんなふうに感じております。

一応考え方をまずお話し申し上げました。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) もっと具体的になのですけれども、私は、例えばトイレトペーパーをお年寄りが買いに行くときに、中学生がくっついていて、そしてもってトイレトペーパーを持って行ってあげると、そういうふうな形の支援とか、この前お話を聞いてびっくりしたのですけれども、郵便局に行くのにタクシーを使うという人がいて、本当かしらとか思ったのですけれども、それはお金の問題だったかもしれないのですけれども、ちょっとはがきをポストに入れてきてくださいというふうな形で、近所の子供に頼むというふうな形がもうできない状況になっているのかなというふうに思うのです。地域同士で。

ひとり暮らしの人だったら、そういった形をしていくのに、例えばこれは本当に地域通貨的なものがないので、ポイント的にボランティアで、通知表に

ボランティア1点、2点、3点とかいうふうな形でいくと、子供が入っていきやすいのかなとか、そういうふうなきっかけづくりですけれども、それがないので、どうやってきっかけをつくってあげるかという、何軒かの家庭と子供たちが連携できるようになると、かなりスムーズになると思うのですが、その部分が難しいかなと思ってまして、100円上げるよと言ったら、きっとみんな子供たちはやってくれるのかなとか思ったりするのですけれども、そのきっかけづくりについてはどのようにお考えでしょうか。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 本来なら渋谷さんがおっしゃったトイレトペーパーのお話、近所の子供に頼みたい、そういうものは本来かつての日本の社会にあった、地域というものがあったのでしょ。でも、今そういう場はないと。だから、何か意図的にそういう子供に頼める方法とか場づくりをしましょうということで、駄賃100円云々と。ボランティアというのは文字どおり無償の奉仕でありますから、それにさっき質問にありましたけれども、学校の通知表へ反映となると、またこれはちょっと違う方向になるであろうと。

そうすると、さてどういうふうにして子供たちを地域の例えばお年寄り、介護云々ということになると、これは責任持てませんので、子供たちのできる範囲でお手伝いができるというその場づくりというのは、先ほど申し上げましたように、学校教員を主体にして動くのではなくて、やっぱり住民活動としての交流センターの場で、そういうものを企画して、その子供の地域応援団の

設置を仕掛けていって、その場でそういうお話があったようなことが実現できればいいなという考え方をしています。

地域通貨については、ちょっと教育委員会としては答弁できない面がありますけれども、今の考え方としてはそういう考えでおります。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 地域交流センターについては、町長部局になってしまうわけですね、今ですと。そうすると、どうでしょうか、地域交流センターの中で、子供の地域応援団という形をつくっていくことができるかどうかですね。それが一つ一つあると、かなりやりやすいのかなというふうに思うのですけれども、子供が地域づくりに参加するというのは、大人の学校応援団と同様にとても大切なことだというふうに思っています。これから特に地域に子供が残ってくれる、子供がそこで大人になっても生活していくというふうな持続的なまちづくりを考えると、子供が地域づくりに参加していくという場として地域交流センターが、もし学校ではなくて果たすのであるならば、それはとても大きな重要なポイントになると思うのですが、そこについての仕掛け方をどのように、そのように町長がお考えになるかどうかなのですかけれども、仕掛け方をどのようにしていくか伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 交流センターについては、まさに嵐山町の交流の核、拠点

にしたいわけです。それで、交流センターが動き出すのに合わせて、交流センターの運営委員会、委員会をつくっていただきました。そして、10名の委員さんが熱心に意見を交わしまして、そして交流センターの使い方、申し込み方、いろんなことを今まで中央公民館がやっていたものを参考にしながら、さらに一人でも多くの方が交流センターを使ってもらいたいという基本的な考え方で、今運営をお願いしております。

それで、その委員会でも話が出ておりますが、また先ほどちょっとありました社会教育委員さんの会議の中でも、子供たちをどういうふうな形でもっと地域に出すかということが社会教育委員会でも話し合われております。

そして、それらを受けて、今度の報道と一緒に交流センターのボランティアの募集もしているわけですが、それらとあわせて子供さんと言いますけれども、子供だけでなく、交流センターの一番利用度が少ないのが子供たちのお母さんなのです。ですから、お母さんと子供、お父さんと子供というようなもので、一緒に形の事業展開が何かできないだろうかということで、子供を中心とした、交流センターを中心とした事業等も考えていただいております。

議員さんおっしゃるとおりでございます。交流センターのほうでも、委員会の中でもそういうことは議論されておりますし、町でもそういうものについては積極的に応援をしていきたいし、かかわっていきたいというふうに考えております。

そして、今度ボランティアを募集をしているわけですが、以前嵐山町に人

材センターみたいなものがありましたね、何かできる。あれは需要と供給といえますか、それがうまくマッチングしなかったのです。それで、今度募集をする委員さん、こういうことをやってやるよ、こういうことならできるよ、こういうことをやるよというようなものが出てきて、それをぜひやっていただきたいというものを見つけないと、せっかくやってあげられるよと言っても、事業につながっていかないわけですので、そのところのコーディネーターを今度配置しておりますので、以前とちょっと違った形のそういう展開もできるだろうと、そういうものに今おっしゃるようなものが加味されていけば、地域力と地域のきずなづくりにも大きく貢献してくるのではないかなと考えています。

○藤野幹男議長 渋谷議員、残り時間5分でございます。

どうぞ。

○13番(渋谷登美子議員) 交流センターは確かに使い方はそうなのですが、けれども、子供ボランティアの募集とか、それからこういうふうなことにに関して子供に手伝ってもらいたいよというふうなものが、今現在ないのです。そういったものを地域交流センター、委員会でやっていただいて、そして子供をどう参加させていくか、お母さんと子供というのは、小学生以下のお母さんと子供、小学生以下の方というふうな感じで見ている、どうしても一番子供のリーダーシップをとっていただくのは、中学生ぐらいになっていくのかなと思うのですけれども、私は中学生、ここに関しては子供の地域応援団というのは、小学校5～6年生から中学生についてを考えているのですが、その子供

たちがどういうふうにして入って行って、そしてリーダーシップをとることができるようになっていくかということで、まちづくりに子供たちが入っていけるかいけないかという一つの大きな境目になってくるのかなというふうに思うのですが、すけれども、ちっちゃいときから育てていくということもあると思うのですが、そういった中学生や小学校高学年が入っていけるような仕掛けづくりというのは、何かお考えなのでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 これというのは特に浮かびませんが、今嵐山町で昨年、あるいはその前あたりからやっております七つの祝いですとか、成人式、こういうものを行政主導といいますか、そういう形でなく、若い人たちの考え方、思い、そういうものを中心に、重点にした事業に変わってきているわけです。それで、成人式も七つの祝いも、子供たちが出て応援をしていただいているわけですが、成人式なんかを先頭に立ってやっていただいていた人、そういう人も交流センターの運営委員さんになっていただいております、そういう人からいろんな意見が出されます。

それで、今度交流センターの中の1つの部屋ですけれども、そのところを土足禁止にしてくださいというような若い人から出たのです。何をやるかといったら、そんなところで寝転がったり何かして、いろんなことができるような形にしたいので、土足で汚れた形でなくしてもらえるとありがたいということで、その部屋は土足禁止の部屋を今度つくりました。そういうようなことで、

いろんな若い人の意見も取り入れながら、今おっしゃるような事業に発展をしていくといいなというふうに思っております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員)では、そういうことに期待しまして、終わりにします。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。午後の再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時30分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○藤野幹男議長 一般質問を続行いたします。

続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号2番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1の放射線被曝を心配する町民に対する町の対応についてからどうぞ。

〔2番 青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○2番(青柳賢治議員) 2番議員、青柳賢治です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1番目の放射線被曝を心配する町民に対する町の対応についてでございます。こちらのほうは、午前中の渋谷議員さんの質問と少し重複する部分もあるかもしれませんが、ご質問させていただきたいと思います。

低線量であっても、放射能は遺伝子を破壊すると言われております。放射能被曝の将来への影響については、だれもはっきりとわからないというのが現時点での認識ではないかと思えます。乳幼児や児童を持つ保護者などからは、不安や心配の声を多く聞きます。このような町民の不安に対しまして町が既に実施していること、またこれから実施予定の対策などについてお聞きしたいと思います。担当課別の対策についてお願いいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、私のほうから質問項目の1、放射線被曝を心配する町民に対する町の対応についてについてお答えをさせていただきます。

ご質問では、担当課別の対策についてということでございますが、私のほうからまず総括的にお答えをさせていただきます。その後ご質問の内容により、担当課長より答弁をさせていただきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、福島第一、第二原子力発電所の放射性物質漏えい事故による放射線被曝への不安は、青柳議員のご質問にありますとおり、放射能の飛散の程度をはじめ、その影響がどこまで及んでいるのか、そしてどのようになるのか、その対策としてはどこまで行えば安心なのかなど、さまざまなことに明確な答えが示されない中で経過してきている点にあるものと考えております。

そうした中で、嵐山町といたしましては、国が福島県に対して示しました暫定基準や埼玉県の動向に注意しながら、特に住民生活に直接かかわる部分における放射性物質の検査や空間放射線量の測定を行うとともに、その測定結果を公表し、安全性の確認と住民への情報提供に努めているところでございます。

具体的に現在まで行っている調査、測定等の概要を申し上げますと、まず水道水の検査を3月から定期的を実施し、これまで7回の検査を行っております。

次に、埼玉県の測定開始に合わせて、7月の22日から定期的に小中学校、幼稚園及び保育所の園庭、校庭並びに主な公園を含め15カ所の空間放射線量調査を4回行ってまいりました。また、小学校や海洋センタープールの開始前には水質検査を順次行い、安全性を確認の上、使用しております。さらに、小学校、幼稚園については、園庭、校庭の土壌の放射性物質検査も行っております。

また、農産物につきましては、地場産のタマネギ、ジャガイモ、キュウリ、ピーマン、ナガネギの5品目について検査を実施いたしました。

以上、申しあげました検査及び測定結果からは、いずれも今までに示された国の暫定基準値を超えたものはございませんでした。

なお、この各測定検査結果につきましては、広報やホームページに掲載するとともに、役場やふれあい交流センターに掲示し、公表し、町民への情報提供を行っております。

今後の対策につきましては、今までに定期的に測定してきたものにつきましては、当分の間、継続して調査することとしているほか、国や県の動向をさらに注意深く見守るとともに、今後新たな問題や調査測定すべき対象が発生した場合には、適宜速やかに対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) こちらのほうは、さっき午前中の渋谷議員さんの質問にもありましたので、私としてはこういう問題に町がどのように取り組んでいくことが一番町民の皆さんが安心したり、それから町の姿勢として大切なのかなというような観点から続けたいと思うのですけれども、私はまずこの9月1日付で、「学校における放射線の対応について」という記事、学校長のと、それからあと「県内の農産物の放射性物質の検査について」というのがポストに入っておりました。この対応については、非常に私としては、子供さ

んを持つ親とかについては非常に、こういう対応をしていければ、何とか多少でも防げていけるのかなというふうに思います。

それで、さっき午前中にちょっと触れたかと思うのですが、このようなものが乳幼児の方のところには行っていないわけですね。恐らく学校関係ですから、幼稚園までなのかな。ですから、できればこういったようなものを広報等の中にでもいいですし、広報の中に入れて、幼稚園だとか保育園行っている方のお母さんはもちろんこれは目にされるでしょうけれども、そのようなそこまでいかないような、まだ何カ月の方のお母さんとか、そのような方へのお知らせみたいな形は町のほうでどうでしょうかお願いいたします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます。

午前中の渋谷議員さんの質疑の中でもございましたように、町がまず重要に考えておりますのは正確な情報を数多くいかに収集するかということ、それからそういった情報をもとにして町が行うべき調査を選定し、測定したものについては町民の皆様方にしっかりと公表していくということ。そしてもう一つは、青柳議員さん今お話をいただきましたように、そういった必要とされるような情報、例えば幼児やそういった皆様への注意ですとか、そういったもの、文部科学省だとか、いろんな産婦人科学会だとか、そういったところからもいろんな見解が出されております。埼玉県ホームページ等において

は、そういったものにリンクされるというようなそういうシステムもあります。こういったことをまた町のほうも、今回「保護者の皆様へ」という形で、教育委員会のほうで学校長を通じ、保護者の皆様方へ広報させていただいた。

そんな中で、私が答えるよりも、あれになるかもしれませんが、保育所、そちらのほうへも町のほうから、こういった数値を各学校については出しましたということで、ぜひ保育所のほうについてもそういった情報を提供していただきたいという通知をさせていただいております。

今後に必要な情報を町民の皆様方に的確に出していくということについては、基本の考え方としていきたいというふうに考えております。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) そのような措置をとっていただけることによって、少しでも町民の皆さんも安心されると思います。

ただ、私もここで子供さんを持たれる父兄のお母さんとかとも何回かお話もいただいたのですけれども、やはりその方その方によって感じ方がいろいろありまして、本当に片一方は心配されているお母さんは、もう線量計の必要があるよという方もいらっしゃるのですが、こちらの方とすると、余りそんなに気にすることではないよねというようなお母さんもいらっしゃるのです。

ただ、その辺がある程度、余り気にされないお母さんは気にされないお母さんで結構なのでしょうけれども、やはりそういった情報というものを町からしっかりとまず出していただくと。その不安というか、そこまでいっていないよ

うなお母さんもいらっしゃるのです。本当に簡単に思っているというか、いるので、ぜひその辺の情報をしっかり出していただきたいというように思います。

そして、私ちょっとこれは思うのですけれども、さっきも1固体の検査が、5品目でしたか、日本環境調査研究所というところに約4万から5万5,000円なのでしょうか、費用がかかっているというふうに聞いておりますけれども、ある自治体なんかでは、この費用を直接東京電力のほうに請求するというようなことがこの間新聞にも載っていましたが、それはある程度除染をしたりとか、それからそういった高価な、さっき言った機械のようなものが購入してやるようなケースなのではないでしょうか、その辺はこれから、国もいろんな福島の方については出ていますけれども、町としてはその辺はどのように考えていらっしゃるのでしょうか、相当の費用もかかっているかと思えますので、ちょっとお聞きしたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 検査料の請求を東電にということですね、現状では考えておりません。今後いろんな国あるいは東電がやるべきことというのがいろんな形でこれから出てくると思うのですけれども、現状では嵐山町で検査する費用を即東電に請求するということは、まだ考えておりません。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) 放射能のことはどなたも目に見えなくて、においもないというような中で、初めて我々が経験する、恐らくこれから相当な時間をかけてもとに戻るのにも大変な費用も必要でしょうし、人力も必要だと思います。

ですけれども、この状態は我々に降りかかっている国難でもございます。町を挙げて、あのときこうしておけばよかったなということのないようにだけは、何とか苦しい財政の中ではありますけれども、なかなか何というのですか、晩発障害というのでしょうか、その辺がなかなかはっきりしないところがありまして、町民を含めて、町の行政だけではなくて、一体となって出す、取り組む嵐山町であってほしいなということで、この1番の問題は終わらせていただきます。

次に移ります。第2点目の質問でございますが、企業誘致の立地の現況についてでございます。こちらにつきましては、第5次総合振興計画の目指す指標では、10年後の立地企業件数は2件となっております。財源の確保という観点、それから早急な誘致が必要ではないかと思われま。東日本の震災以降は、電力の問題や、さらにここで進んでおります円高などによりまして、企業の海外流出が続出してあります。今まで以上に状況が厳しいのではないかと思います。現状をお聞きいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 質問項目2の小項目、「立地企業の2件の現状について」お答えを申し上げます。

川島地区につきましては、明星食品と日清食品の合併により、2社の工場を合わせた工場の移転で話が進んでいましたが、日清食品が静岡の焼津市にある日清食品の工場の増築で、明星食品と日清食品の2社を合わせた工場移転の話は終わりました。

その後、老朽化している明星食品の移転に話が変わり、明星食品としては川島地区に移転を考えていますが、移転する際の費用を積算し、日清食品と協議をして結論を出すことになっていますが、結論が出ていないという状況です。

町としては早急に川島地区を整備し、土地利用をするために明星食品の結論を待つのではなく、他の企業誘致も考えることが必要であると考えております。このため、明星食品に町としての考えを伝える時期と思っております。

また、杉山地区インターランプ内については、大手食品メーカーの加工工場進出の話がありました。町としては地権者に話をし、進めていましたが、食品メーカーとしては操業時期の問題で、他の場所を探すということで、だめになってしまいました。

杉山地区についても、事前にできるものについては早く済ませ、企業の求める操業時期に間に合うように準備が必要であります。

なお、地元地権者協議会としても、進出企業を探しているという状況でございませう。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) そうですか。

早期に川島地区を整備し、土地利用をするために、明星食品の結論を待つのではなく他の企業誘致も考えるというようなことではございますが、この時期というのですか、これはある程度23年度中に結論づけしていくというようなことで町は考えていらっしゃるのですか。

○藤野幹男議長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答え申し上げます。

この春、明星食品さんのほうに問い合わせたところ、明星としては嵐山町でやっていきたいのだと。ただ、親会社の日清さんがありますので、費用面等を算出して、親会社との協議が必要だということで、時間が長くかかっているという状況です。

それとまた、前々からそういう合併に伴いまして明星さんが移るという話を聞いて進めてきたわけですけれども、明星さんの答えもなかなか出ないということで、我々も川島地区の地権者を寄せて説明会をし、仮同意をもらってもう2年数カ月たっておりますので、ここまますくというのもまずいので、進出企業があればということで他のほうにも話をかけたいと。

また、明星としても、あれだけの面積は1社では要らないというような結論になってきているというのがありますので、幾つかに分けて進めていかなく
てはならないかなというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) そうしますと、これを3月の振興計画の審議の際にもある程度、2カ所ぐらい有力のところがあるということがありまして、今の回答ですと、ちょっと2つとも厳しい状況だというふうに言えるかと思うのです。

それで、今課長がお答えいただいた他の企業誘致というようなところで、ある程度有力な企業、それから進出してきそうな目安というものはどうなのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えを申し上げます。

他の企業といっても漠然としているわけなのですけれども、そういうもの、こういう会社がありますよというようなお話は、震災後、福島の方から工場を移転するのだというような話が幾つか出ております。ただ、そういう企業に当たっては、決めたら2年後には操業をしたいのだというようなところで、時間的な余裕が町のほうにないので、流れていくというようなケースがありますので、まずできるものについては少しでも前へ進めていかないと、企業が

決まって2年後の操業に合わせるというようなものが現段階ではなかなか難しいのかなというふうに考えていますので、一つでも早く進めていくというように考えております。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) この辺も非常に今年の22年度の決算の数字を見ても、法人町民税が前回よりも盛り返してきているわけです。それで、個人の町民税のほうがちりぢりであるというようなことの中からは、やはりこれから安定した財政運営といいますか、町の運営についても、厳しい状況ではあるのですけれども、やっぱりこの企業支援課ができて間もなく2年半ですか、なるかと思うのです。何かその中で、この誘致について支援課のほうで、総務経済のほうでもかなりいろんなことが提言されていましたが、今言った2年以内の準備だとなかなか難しいというようなことある中で、何かこの点を少し町が譲って誘致につなげたいというような方策等はありませんか。

○藤野幹男議長 ちょっと傍聴者に申し上げますが、ちょっと静かに。

では答弁を求めます。

木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答え申し上げます。

まず、進めていくに当たりまして、都市計画部につきましては事前の協議云々についてはいろいろな話に乗ってもらって、そういうふうに決まっていく

のであればいいでしょうというようなところまで来るのですけれども、その後、あそこ農地がありますので、農林部の協議が出てくるということで、農林部につきましては、お話は前々からしているのですけれども、企業が決まらな
いと、この企業が来ますよという段階にならないと、手続に踏み切らしてもら
えないというのが一番難しいところなのでございます。

その手続をそこからスタートして始めていくと、やっぱり年数がかかり過ぎ
て、企業のほうがそれではうちはだめですという答えが出てきてしまうという
のが現状の難しい課題でありますので、そういうものを少しでもお願いをし
て、事前なものを進めさせてもらえればというふうに考えているという段階で
す。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) そうすると、具体的にですけれども、川島におきま
しては4つのブロックがありまして、今おっしゃったのはC地区だと思うので
すけれども、その地域において工業系のいわゆる手続が済まないことには、
今言った幾つか区画を区切ってやるというようなこともなかなか難しいという
ことでよろしいのでしょうか、お答えをお願いします。

○藤野幹男議長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えを申し上げます。

川島地区につきましては、あそこは約14.7ヘクタールの面積を1つの面
積で考えておりまして、3つぐらいに区切った、道路、県道と矢崎橋のところ

を挟んだところで考えられるのかなというのはあるわけなのですが、都市計画道路もあの中を走っておりますので、都市計画道路の位置の変更というのも県のほうの協議をして、農林部協議に上がるわけなのです。農林部協議にそれが上がったときに、これ何のために変更するのですかという問いかけが出てくるわけなのです。道路だけであればいいでしょうという答えになるかと思うのですけれども、これはあそこを企業誘致して進めていくのですと、そうするとその企業が来るのですかというところへ話が進んでしまう話なのです。そうすると、そういうものに合わせた形で手続をしてくださということで、都市計画道路と農地法の手続をあわせた形ですということよなところで、都市計画道路の、地元説明会は終わっているわけですが、それ以上の手続ができないというような現状でございますので。

あそこについては、当初は明星さんが、今C地区と言われたところについて約300メートルのレーンをつくるという話ですが、それが縮小になっていくという形で、県道の関越道に寄ったほうの地区と矢崎橋の上流の地区のところに分かれた考え方も1つ進めていかなければというふうに考えております。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) そうすると、そのとらえ方としては、今までの考え方ですと、ある程度一体化した進め方だったように聞いておりますけれども、ある程度ブロックに分けた形で、都市計画道路等も考えた、要するに農地も

含めていろんな手続が一体となる形でないと、なかなか進みが厳しいということですか。

○藤野幹男議長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 そうですね。都市計画道路だけの申請で相手方が受けるという状況になっていかないかなというふうに判断しております。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) このことも非常にこれから嵐山町全体にもかかわることです、やはり安定した財源がこれからこのような状況になってきますと、本当に町民のサービスを後退させないためにも必要なことだと思います。なかなか大変な事業だと思いますけれども、地元の皆さんもかなり心配して、どうなるのかね、どうなるのかねということで声が大きいものですから、質問させていただいたのですが、一体となったところを上手に、厳しい時代ではございますけれども、安定した財源のためにも努力していただきたいというふうに思います。

次に移ります。3番目の質問でございますけれども、都市計画道路整備推進の進捗についてでございます。2番と少し重なる部分もありますけれども、進ませていただきます。

工業系の都市区画整理事業用に線形の見直し業務も済みまして、東松山都市計画構想、これは恐らく平成17年のものであると思うのですが、今後10年以内の整備予定施設という中に平沢-川島線もうたわれておりまし

て、今後の手続が今の誘致等も影響するのでしょうかけれども、どのように進めていくことになるのでしょうかお聞きいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 質問項目3の小項目、都市計画道路整備の今後の手続はどのように進めていくのかにつきましてお答えいたします。

都市計画道路平沢―川島線及び月輪―川島線の線形変更の地元説明会を行い、県都市計画課との協議も行い、線形につきましては確定しております。今後の手続としての都市計画道路の変更を行うには、都市計画法に基づく手続といたしまして、県の事前協議後に地元説明会、公聴会、計画案の縦覧、町の都市計画審議会、県の都市計画審議会、計画決定告示、図書の写しの縦覧公告などの法手続を行って、変更手続が終了するということになります。しかし、都市計画法上の都市計画道路の変更の手続を行うには、川島地区の整備手法が確定していない現在におきましては、進められない状況ということになっております。したがって、今後の企業進出の動向を見ながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) ここでちょっと確認しておきたいのですが、線形を確定しているということでございます。前にちょっと聞いているのだと、な

るべく人家にかからないような形で、川沿いを行く線形になっているのではないと私は承知しているのですけれども、それはいかがなのでしょう。

○藤野幹男議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えいたします。

都市計画道路の関係につきましては、地元説明会を行いまして、川島地区の整備の手法に合わせた形で、現在の都市計画決定されている部分よりもかなり河川側に寄せて、要するに工業を誘致するのに支障のないような、大きな区画がとれるような線形で地元のほうに説明させていただきまして、線形については地元の説明会、県の都市計画との協議を行って、線形だけは確定しているということでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) その距離は3-5-23になるのだと思いますけれども、区間延長的には950メートルというふうに県のホームページに載っているのですけれども、幅員としては16メートルになるということですか。

○藤野幹男議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えいたします。

3-5-23につきましては、これは平沢-川島線でございます、この部分については県道のときがわ-熊谷線からバイパスまでの間で、今回の部分については県道深谷-嵐山線までの部分です。これについては約1キロで

ございます。1,000メートルでございます。幅員につきましては4.5の幅員で、それと滑川の月輪地区から県道のときがわ―熊谷線に向かってくる路線、これについては約310メートルあります。これについては16メートルの幅員ということでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) いずれにしましても、この場所は、ここの整備手法が確定していないと進まないということは理解できます。

ここのさっきありました、市街化区域内にある都市計画道路がありますね。その部分にはある程度町として、もちろんそうですけれども、都市計画法上のいろんな制限があるわけでしょうけれども、例えばそこに建築物等が考えられることもあると思うのですけれども、どのようなご指導をされているかお尋ねいたします。

○藤野幹男議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

この線形が変わるということで、地元のほうの説明をさせていただきました。そういう関係で、線形については変更する形の線形で、開発等が出た場合については行ってくださいということで、指導させていただいております。

以上です。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) 一応この問題はなかなか大変な費用がかかること
でございまして、長年、時間がかかっておりますが、この整備手法とあわせ
て広域性のある都市計画道路になりますので、対応していただきたいという
ふうに思います。

次の質問に移ります。4番目でございますけれども、川島地内の天沼の親
水公園としての整備についてお尋ねいたします。この天沼は、すべてを天沼
と言うらしいのですけれども、上のほうは上に沼がありまして、上沼と言うの
でしょうか、含めての整備が必要と思われれます。

整備計画などはどの程度、私も過去1回、この点について道路とそれか
らのりづけさせていただいて、質問させていただいておりますけれども、その
後どのような整備計画が進んでいるのでしょうか、お尋ねいたします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 質問項目4の小項目、上沼を含む整備が
必要と思われるが、整備計画などはどの程度進んでいるのかにつきまして
お答えさせていただきます。

天沼の整備計画の今までの経過でございますが、平成20年12月に天沼
の水利組合より公園化の要望が出されまして、町は要望に沿うよう整備計
画を作成し、実施したいと考えているとの回答をさせていただいております。

その後、天沼関係の一般質問の中で、親水公園的な整備のことにつき

まして、天沼水利組合に關係区と十分話し合いを行いながら公園の整備計画をつくっていくことで承諾をいただいております。公園の整備を進めていきたいと答弁させていただいております。しかし、このため池は生活排水が流れ込んでおりまして、公共下水道の整備を見ながら親水公園として整備する必要があるかと考えられます。したがって、平成 22 年度に下水道の管路整備がほぼ完了しまして、公共下水道への切りかえが進んで、水質が改善されていくと思います。

以上のことから、親水公園的な整備をつくるための準備に入っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) 確かにこの上のほうは、近隣の住んでる住民の皆様からは、本当に夏場の生活排水が入ってくることによって、においや、それから蚊の発生とか、周りを囲う木なんかもさらに成長してしまっていて、本当にジャングルのすごい状態になっているわけです。

それで、私も生活排水が流れ込んでいるということは、これはわかるのです。それで、この 22 年度に下水道の管路整備が完了したときには、公共下水への切りかえが進むということで、水質が改善されるだろうというようなことで、そういった状況を待っての親水公園的な整備ということに進んでいくのでしょうか。

○藤野幹男議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

今下水道のほうを整備されまして、それで管路のほうを整備されたということは、これから各家庭の水洗化が進んでくると思います。そういうものを含めて、要するに親水的な公園ということになりますと、当然水に親しむということでごさいます、水質のほうがある程度改善されないと、その公園としてふさわしくないのではないかという部分もごさいます。ですから、この公園に合わせてより早く水洗化とか、その辺も進めていきたいというふうにごさいます。

以上です。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) そうすると、その上のほうの沼のところ、かなりヘドロ状態になってすごいですけれども、私は市街化区域の中にああいうような状態である沼があるということは、ちょっと、辺な話ですよ、何か投げられてもわからないような状況もあるわけです。もちろん水利組合の皆さんもいらっしゃって利用されている方もいるのですけれども、そういう点で、地元も、ああいう状況であるのはちょっと困るねというような声も聞きまして、何らかの、例えば雑木なんかも、ドングリの木も大きくなって、横に倒れている状況なのです。そういうことへの何かあれですか、私も町だけでやれとは申し上げませんが、地元のボランティア精神の旺盛な方を含めたりして、何

らかの整備というようなものは、検討されたりお考えになったりしていただけるようなことはいかがでございましょうか。

○藤野幹男議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 各家庭の排水が流れ込んでいて、実際には上沼のほうにつきましては直接流れ込んでおりまして、かなり水質が悪いということでございます。ただ、今自然の形で浄化する部分もあります。そういう機能も大切かなとは思っております。

ただ、このままの状況でいつまでも置くわけにはいきませんし、また下水道が整備されました。ということは、早く下水道を接続してもらって、それで水をきれにして、そして公園化していきたいということでございます。22年度に整備が終わりまして、下水道のほうの接続のほうの関係もその後何年か、1年につきましてかなり進んでくるのかなと思います。

ですから、この段階で、そろそろ計画をつくる準備に入っていきたいというふうに考えております。そういうものを含めて、先ほど言った、今かなり荒れてしまっておりますので、その辺も含めてちょっと検討していきたいと思えます。

以上です。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) 1回腹づけをやってもらったのですけれども、やっぱりなかなかあそこどうしても上から水の押し出しがあるので、沼のほうに

向かって。崩れている状況もあるのですけれども、その辺はある程度やっばり、これもあれだけの沼ですので、一気に取りかかれるのでしょうかけれども、ある程度土が出たときに、時間をかけてこのまま持ってきて、徐々に徐々に埋めていくというようなことも必要ではないかと思えますし、町としてはその辺をどのように考えていらっしゃいますか。

○藤野幹男議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 天沼の関係につきましては、親水公園ということで考えているわけでございますけれども、ここには農業用の水路というか、ため池になってございまして、農業用水も必要と。実際には、これが5.7ヘクタールぐらいあったわけですが、実際には2ヘクタール欠けるぐらいの面積のかんがいをしております。そういう関係がございまして、まず用水としての機能を果たさなくてははいけない。

それと、実際に天沼に、今先ほど各家庭の排水が流れ込んでいると、実際に雨水が流れ込んでくるのがイコールになっていると思うのですけれども、これについては約10ヘクタールぐらいの集水区域というか、排水面積がございまして。ここの部分の水が集まってくるということは、ここの部分の都市化が進むということ、ある程度雨水の流出抑制というのですか、そういうものも必要になってくるということで、ある程度調整池的な考え方も見込んでやらなくてはならない。そういうものも総合的に含めてこの公園については整備していかなくてはならないというふうに考えておりますので、その辺について

もまた水利組合、地区の方々と話し合いながら今後進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) よくわかりました。

また、その辺のところは地域に帰りまして私も報告させていただきたいと思っておりますが、なるべく市街化区域内の沼で、確かにいろいろな水が流れてくる、調整的な機能もあるというようなこともお聞きしましたので、なるべく早く親水公園としての整備を進めていただきたいと思います。

以上をもちまして終わります。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時10分

再 開 午後 2時26分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 柳 勝 次 議 員

○藤野幹男議長 一般質問を続行いたします。

続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号5番、議席番号6番、柳勝次

議員。

初めに、質問事項1のふれあい交流センターについてからどうぞ。

〔6番 柳 勝次議員一般質問席登壇〕

○6番(柳 勝次議員) 6番、柳勝次。議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき、次の大項目3点について質問いたします。

まず、第1点目ですが、ふれあい交流センターに関する質問です。この6月、待望のふれあい交流センターがオープンしました。あらゆる面で非現代的な中央公民館でしたが、今度は利用の面から大変使いやすい近代的な施設となり、町民の皆さんから好評であると聞いております。まだ約2カ月が経過した中ですが、利用面から種々問題があったのではないかと考えられますが、下記について質問をいたします。

まず、第1点目ですが、今まで経過した中で、利用する上での問題点はなかったかどうか、あるいはあるとしたらどのような対策を講じたのか伺います。

続いて、2点目ですが、自然エネルギーが大きく叫ばれている中で、ふれあいセンターではソーラー発電を導入しましたが、その効果を伺います。

続いて、3点目、ふれあいセンターでは従来の行政主導の公民館的活動ではなく、町民の皆さんが自主的に活動を行い、大いに交流を図るためのふれあいセンターであるとも聞いております。その観点からの結果はどのようになっているかお伺いいたします。

そして、4点目、前述を充実させるためにボランティアコーディネーターを

置きました。まだ短い期間ではありますが、どのような効果、あるいはどのような活動経過があったのかお聞きいたします。また、コーディネーターとしての今後の取り組みをどのように考えているのか、あわせてお聞きいたします。

続いて、大項目1点目の最後ですが、ふれあい交流センターとしての今後の課題は何があるのかお尋ねいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、小項目(1)から(5)の答弁を求めます。

大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 それでは、質問項目1の小項目1、今まで経過した中で、利用する上での問題点はなかったのか、あるとしたらどのような対策を講じたのか伺いますにつきましてお答えいたします。

中央公民館での施設使用申請については、活動される団体が多いため、毎月申請する順番を決めるためのくじ引きを行っておりました。順番が上位であれば希望日に予約がしやすく、使用回数の制限もなかったため、下位になるほど希望日を予約することは難しい状態でありました。申請の順番を数時間待っても、希望日が予約できない等の問題があり、町民の皆様から使用回数の制限を設けてほしい等の声をいただきました。

ふれあい交流センターの開館前に、嵐山町交流センター運営協議会を開催し、その使用方法等について協議をいただきました。その結果、なるべく多くの団体が公平に使用できるよう申請できる回数を制限したらどうかとい

うことと、事前に申し込みをしていただき、重複した日の団体同士のみで抽せん等の方法で決めたらどうかとの結論をいただきました。6月の開館時よりこの方法で行ってまいりましたが、現在特に申請方法についてのご意見等はいただいております。

会議室等の使用については、一部の部屋の机が大きく移動しにくいいため、変更できないかのご意見やフローリングの部屋を土足禁止にしてほしい等のご意見をいただきました。運営協議会で検討し、他の会議室との机、いすの交換、土足厳禁の方法を承認いただきまして、9月1日より実施しております。

ほかに駐車場の問題があり、日によっては決められた駐車スペース以外に止められてしまい、来所者同士や近隣住民の方が不便を来している状態です。駐車台数に限りがあり、公民館跡地に駐車場が完成するまでは、具体策は今のところありませんが、施設使用申請時等に、乗り合わせやバイク、自転車、徒歩での来所を呼びかけております。

続きまして、質問項目1の小項目2、自然エネルギーが大きく叫ばれている中で、センターではソーラー発電を導入しましたが、その効果を伺いますにつきましてお答えいたします。ふれあい交流センターに設置されています太陽光発電設備につきましては、標準4.0キロワットアワーのシステムが設置されています。夏の1日の発電量は、晴天時で約20キロワットアワー、曇りの日で約13キロワットアワー、雨の日で約6キロワットアワーとなって

います。季節や天候により発電量に差はありますが、晴天時の発電量をふれあい交流センター内の電気設備に換算した場合、事務室内の蛍光灯 10 台で 650 ワット、窓口及び1階廊下部分のダウンライトが 18 個で 306 ワットです。これらを合計すると 956 ワットになり、仮に1日の発電量が夏の晴天時で約 20 キロワットアワーであれば、約 20 時間点灯できる計算になります。

太陽光発電設備で発電された電気は、東京電力から供給される電気と一緒に交流センター内で消費されるため、具体的にどの機器の電力になるかはわかりませんが、その効果はあるものと考えます。

また、今後も施設を利用される町民の皆様方のご理解、ご協力をいただきながら、可能な範囲で節電に努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、質問項目1の小項目3、ふれあい交流センターでは従来の行政主導の公民館的活動ではなく、町民の皆様が自主的に活動を行い、大いに交流を図るためのふれあいセンターであるとも聞いております。その観点からの結果はどのようになっているか伺いますにつきましてお答えいたします。

嵐山町交流センターの運営に関し、必要な事項について協議していただくため、「嵐山町交流センター運営協議会」を設置いたしました。

地域団体の関係者、ボランティア団体の関係者、学校教育及び社会教育の関係者、センターの利用団体の関係者等から成る 10 人の委員の皆様を

委嘱し、今日まで2回の会議を開催し、センターの使用及び維持管理、ボランティア活動の支援、講演会、講座等の開催についてのご協議をいただいております。

公民館講座の開催につきましては、職員が企画、立案をしていましたが、町民の方と行政の協働のまちづくりを推進するため、交流センターで行う事業等について委員の皆様で現在検討中であります。

ふれあい交流センターは、開館後間もないため、具体的な結果は出ておりませんが、人と人がつながり、触れ合いを大事にすることにより豊かな町になっていくこと、町のさらなる活性化につながっていくよう努めてまいります。

続きまして、質問項目1の小項目4、またそのためのボランティアコーディネーターを置きました。いまだ短い期間ではありますが、どのような結果、あるいはどのような活動経過があったのかお聞きします。また、コーディネーターとしての今後の取り組みをどのように考えているのかお聞きしますにつきましてお答えいたします。

嵐山町ふれあい交流センターを拠点に、積極的にボランティア活動を支援していくため、ボランティア登録の促進、連携、活動への助言等を行うボランティアコーディネーターを設置いたしました。

行動経過といたしましては、彩の国市民活動サポートセンターや東京ボランティアセンター等を中心に資料等を取り寄せ、嵐山町総合振興計画に基

づいた町民と行政の協働によるボランティア活動を活性化させるための計画を検討しております。さらに、交流センター運営協議会を中心に嵐山町社会福祉協議会等との会議を通して、今年度の計画や今後の方針につきまして話し合いを進めております。

9月の広報紙配布時にチラシで全町民にボランティア登録を呼びかけ、役場関係者や社会福祉協議会のボランティア関係団体を集約し、嵐山町全体のボランティア活動の実態を把握するようにしております。

今後の取り組みといたしましては、(仮称)嵐山町ボランティアセンターの立ち上げや、ボランティア活動の啓発を図る取り組みとして、町民とボランティア、ボランティア同士の連携調整などを行い、ふれあい交流センターが嵐山町における市民活動推進と協働を促進する全町的な活動拠点となるように努めてまいります。

続きまして、質問項目1の小項目5、ふれあい交流センターとしての今後の課題は何があるのかお尋ねいたしますにつきましてお答えいたします。

前述の質問事項でお答えさせていただいたように、ボランティア活動の推進や生涯学習のさらなる充実に努め、人と人とのつながりを築く活動拠点となるよう運営を行っていくことが課題であると考えます。

それぞれの地域に住んでいらっしゃる町民の皆様同士が強い連帯感を持ち、だれもが安心して笑顔で暮らせる豊かなまちづくりが行えるよう、センターの充実に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 本当に2カ月経過した中で、初期のいわゆる問題点がいろいろ出ていたようですけれども、午前中にもちょっとお話ありましたけれども、運営協議会を利用してというか通して、いろいろ解決していたということで、この点については町長が言われるような地域経営的な町民主体でいろいろ解決していくという点では非常によかったかなと、そんなふうにも感じております。

ソーラー発電の件ですけれども、これですと照明だけは間に合うということなのでしょうか、20時間点灯できるということになりますと。もちろん、エアコン等を使うので、全体とすればこれは不足するのでしょうか、その辺についてお伺いいたします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 答弁のほうでは、一応例えといたしまして、事務室内の蛍光灯10台と廊下等のダウンライトということでお答えさせていただいたのですが、その2つに例えますと、約20時間、夏の日晴天であれば20時間点灯できるというふうな形でお答えさせていただきました。

電気器具によりましていろいろ消費電力が違いまして、エアコンなんかで

すと、機種によってもまちまちなのですけれども、1台で消費電力が約1,000ワットぐらいかかります。そうしますと、現在各部屋にそれぞれかなりのエアコンありますので、そういったエアコンの部分には、全部に回るというものではありませんが、一番いいのは、どこの電力に回っているかわからないのですけれども、照明等には十分充てられるのではないかと考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) やはりエアコンを使うととても間に合わないというような感じだと思うのですけれども、しからばせつかくこういうふうな効果が出ていますから、少なくとも電灯だけは何とかかなりそうというようなお答えでしたので、これを今後、予算の関係もありますけれども、もっと拡大して、ふれあいセンターで使う電力が全部間に合うような拡大設置はできるかどうかお尋ねいたします。

○藤野幹男議長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 ふれあい交流センターのほうなのですけれども、旧の勤労福祉会館を改修した建物でありまして、現在の太陽光パネルのほかにもエアコンの室外機等がのっております。そういったことを考えますと、構造体力上ちょっと難しいかなと考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 要は、重くなって耐えられないということなのですか。わかりました。

続いて、3点目、4点目も関連しているのですけれども、それぞれ活動あるいは効果が出ているようなのですけれども、特にボランティアコーディネーター、この辺について私は、最初こういうのを置きますよと言ったときから、ええ、一体何するのだろうというような感じを持っていたのですけれども、いろいろ準備等やって、資料の収集とかやっているようなお話ですけれども、コーディネーターですから、答弁にもありましたように、ボランティア活動をどういうふうな形でコーディネートしていくかというのが仕事だと思うのですけれども、その辺についての何か具体的なものが見えてこないのですけれども、もう少し具体的に何かありましたら、お尋ねいたします。

○藤野幹男議長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 現在は9月の広報紙で全町民にお願いしまして、ボランティアの登録のほうを今呼びかけているところであります。それから、あと役場に関係するボランティア団体、それから社協のほうのボランティア団体等も集約していくのが現在やっているところでございます。これから一番大事なのは、実際ボランティアのほうを登録したのだけれども、いつまでもたってもそういうボランティアの要請が来ないというふうなそういうことがありますと、なかなか進みませんので、今後はこんなボランティアを欲しいの

だけれども、こんなボランティアを求めているのだらう、そういったものもまた募集しながら、ボランティアの方、それからボランティアを求めている方のそういうマッチングをするのが、一番これから大事ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 運営協議会委員 10名ということですが、このボランティアコーディネーターは入っているのでしょうか。

○藤野幹男議長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 委員の中の10名には入っておりません。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) そうすると、やはり目的からいっても、あるいはさっきからのお話等を聞いていますと、これは私は入る必要があるのかなというふうに感じるのですけれども、条例で10名と決まっているのかどうかわかりませんが、今後その辺についてどう考えていますか。

○藤野幹男議長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 今委員の中には入っていないと言ったのですが、会議の中では、事務局として会議のほうには参加しております。今のところ委員のほうに追加というふうな考えはないのですけれども。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) そうすると、会議には出ていると、そういうふうを考えてよろしいのかなと思いますけれども、いずれにいたしましてもコーディネーターは非常に目的からいっても重要な役目ですから、ひとつ何というのですか、職制というか、そういったほうからもアドバイスしていく必要があるかなと思うのですけれども。

話の中でちょっと確かに社協にもボランティア活動をする受け付けがあると思うのです。私は、たしか5～6年前になりますけれども、社協とその当時の出張所、その社協とこちらの役場と2つあるけれども、町民の方はどっちに聞いていいのかわからないというようなことがあって、統一できるのですかというような一般質問をしたことがあったのですけれども、当時の政策経営でしたか、統一しますというような、そんなお話ですけれども、社協は両方のボランティアコーディネーターを兼ねているというようなお話でしたけれども、この辺については次の長島議員がお聞きすると思うのですけれども、あえて質問しませんけれども、コーディネーターは、先ほどから言っているとおり、今よく見えない中で、今後ひとつ効果が出るような、我々にも説明できるような、こんなことをやっていますよというのが、そういうのがお知らせというか、我々にもわかってくるようなことができればなど、そんなふうに思っています。

続いて、今後の問題なのですけれども、確かに答弁のとおりだと思います。

今いろいろ言った中で、いかにふれあいセンターを有効に使うか、どうすればボランティアの活動を生かしていくかということになるかと思うのですが。

先ほど駐車場の話が出ました。本当の近い今後の問題になるかと思うのですけれども、言われるようにご近所の方は大変迷惑をしているというようなこと、あるいは利用者が、私も時々行くのですけれども、私は近いのでこのごろは自転車で行くようにしているのですけれども、そうした中で今工事中ですけれども、9月のたしか末が予定されていますけれども、進捗状況はどうかお尋ねいたします。

○藤野幹男議長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 駐車場のほうの進捗状況ということなのですが、先ほど答弁でもお答えしましたように、現在ふれあい交流センターのほうは駐車場14台と、あと身障者用の駐車場3台ということで、大変駐車スペースがなくて、来所者や近隣の方に大変ちよつとご不便をかけている状態です。

それから、駐車場のほうの防災広場のほうの進捗状況なのですけれども、公民館のほうの取り壊し、それからあと防火水槽、それから雨水貯留槽の設置、それから土の埋め戻しのほうが終わりました。

それから、あと防火水槽につきましては、8月に水のほうの注入が終わりまして、現在防火水槽のほうが使用できるような形になっております。現在は舗装工事をするために路盤工事、それから雨水の配管工事、化粧ブロッ

ク工事等を行っております。今月の10日前後に舗装工事をいたしまして、その後駐車場のライン引き、車止め工事、それから植栽工事、電気器具の取り付け工事などを行いまして、大体20日前後に完成予定でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) ちょっと通告書にないので申しわけないのですが、この通告書を出した後、たまたまセンターへ行って言われたのですが、非常に簡単なことなので答弁できるかなと思ってお聞きするのですが、正面入り口付近に花壇があるのですが、その花壇の縁が非常に直角になっているのです。直角になっていて、そこにまた入り口のところに柱が立っているのです。もちろん、柱のわきを通れば十分通れるのですが、たまたまそこで話をしていたりなんかされていて、そのわきを通って、間の狭いところを通るとなると、その角でひっかけて、そして転びそうになったという人が、これ1人ならそんなの気をつければいいではないかという話になるのですが、幾人かの方に言われたので、その辺の対策がとれるかどうか。もちろん夜間利用する人もおりますし、また子供の利用もありますので、けがが起きてからでは遅いので、この辺何か改善ができるかどうかお尋ねいたします。

○藤野幹男議長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 ご質問の場所なのでございますけれども、ふれあい

交流センター自動ドアの前のひさしの部分の多分柱と花壇の角の部分かな
と思います。多分間が 30 センチか 40 センチぐらいなところだと思いますの
で、そこにコーンなどを置いて、通り抜けできないような形で対応したいと思
います。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) いろいろお願いいたしましたけれども、これから利用
者からいろんな声が聞こえてくると思うのです。あるいは、住民の声も聞こえ
てくると思うので、ひとつ敏速に対応していただくようお願いして、次の質問
に移りたいと思います。

続いて、大項目の2点目ですが、功績者表彰についての質問です。先日、
長年町のためにご尽力をいただいた方々に、その功績をたたえて町長より
多くの方が表彰されました。表彰された方々には感謝するとともに、心より
お祝い申し上げます。

そんな中、町内で次のような言葉を偶然聞きました。「表彰されたのは大
変名誉でありうれしいのですが、記念品が食べ物では何も残らない。もちろ
ん、賞状は残りますが、せっかくの表彰、高価なものではなくともよいから、
町名入りの記念品として残すものもいいですよね」というような声を聞きまし
た。表彰される方は、もちろん記念品が目的での活動ではありませんが、町
の声のとおり、せっかくの表彰、財政的な面もあるかと思いますが、高価な

ものでなくとも形として残るものがよいと思われるが、お考えをお聞きいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 功績者表彰につきましてお答えをさせていただきます。

毎年度、嵐山町表彰条例に基づきまして本町の発展のために功績のあった個人及び団体を表彰しております。本年度は、6月29日に町民ホールにおきまして表彰式を行いました。30人と3団体の方が受賞されました。平成13年度までは、記念品として純銀杯または純銀の酒器を贈呈をしておりました。しかし、町長就任以来取り組んでおります行財政改革の観点からも、また私の就任2年前でございます平成14年度から現在の形となっており、約10年近く今の形が続いております。

受賞された方の中に、町名入りの記念品がよいというご意見の方がいらっしゃるということでございます。そのように思っていたのは、町への思いが強い方ではないかと推測いたしております。今後につきましては、ご指摘のような町民の声が多くなった折には、また違った形を検討していきたいと考えております。

今話しましたように10年経過をしておりますので、何らかの形で検討をしていきたいというふうに思っています。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 金杯、銀杯という話もあったのですけれども、そんな高価なものではなくてもいいと思うのです。そうすると、あれは万の単位になってしまうのですか、そんな高価なものではなくてもいいですから、例えばマグカップとか、あるいはお皿だとか、いずれにしても形として残るような物が、いただくほうとすると記念に残っていいのかなと思うし、またそれによって町のために一生懸命やろうというそんな励みにもなろうかと思うので、ひとつよろしく願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

続いて、大項目3点目ですが、熱中症に関する質問です。今年の暑さはまさに異常、温暖化が心配されるところでありますけれども、そうした中、8月中旬の1週間、全国で熱中症により救急車で運ばれた人が7,200人、死亡した人が315人、その65%が65歳以上の高齢者との報道がありました。

そこで、質問なのですけれども、本町の熱中症患者の実態は、年齢等の問題を含めどのようになっているかお聞きいたします。

続いて、2点目、熱中症によって死亡者が出ておるのかどうかお尋ねいたします。

続いて、3点目、防災放送で熱中症対策を放送されているようですが、独居老人に対する対応はどのようにされているのかお尋ねいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 質問項目3の小項目(1)、本町の熱中症患者の実態は、年齢等の問題を含め、どのようになっているかにつきましてお答えいたします。

嵐山町では、6月1日から8月16日までの間に12名の方が熱中症患者として救急搬送をされております。年代別にいたしますと、10代が2名、30代が2名、60代が3名、70代が1名、80代が4名となっております。65歳以上の方は6名で、全体の50%を占めております。

次に、質問項目3の小項目の(2)「熱中症による死亡者」につきましてお答えいたします。(1)で答弁させていただいた搬送者12名のうち、入院による治療が必要なケースは60歳代の2名の方と80歳代の4名の方の計6名でございました。

なお、熱中症による死亡の報告は受けておりません。

続きまして、質問項目3の小項目の(3)、独居老人に対する対応につきましてお答えいたします。

7月号、8月号の広報におきまして熱中症対策に関する記事の掲載や、35度以上の猛暑が予想される日には、防災行政無線で広く啓発を行ってまいりました。町で行っている介護予防教室や健康づくり事業の開催の折には、熱中症予防のお話をさせていただいております。また、家庭を訪問する機会の多い居宅支援事業所やヘルパー等を通じまして、予防に関するチラシの配付も行っております。

特に独居の高齢者につきましては民生委員に個別訪問をお願いしているほか、地域包括支援センターで行っているひとり暮らしの高齢者等の見守り事業の中でも、訪問時に看護師による血圧測定とともに、注意喚起を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 答弁の中で10代の方が2名、30代の方が2名ということ、やはりこの暑さだと若い方でも熱中症になるのだなというふうなことをつくづく感じたのですけれども、幸い亡くなった方はおられないということで、安心しました。

ここへ来て大変涼しくなりまして、朝晩だともう秋の気配を感じるわけですが、まだまだ残暑が続いて、30度近くにもなる日もあるのではないかなと、そんなふうにも感じております。

この独居老人の問題は、今までも議会でもいろんな質問も出ておりました。熱中症ばかりではなくて、問題も多いわけですから、答弁にもありましたように、なかなか行政だけでは解決しないことも多いと思います。しかしながら、何かあると行政がよく責任を問われるわけなのですから、ぜひ今答弁にもありましたように住民等の協力を得て、ひとつ不幸な結果にならないよう行政指導を行っていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 3時01分

再 開 午後 3時17分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 長 島 邦 夫 議 員

○藤野幹男議長 一般質問を続行いたします。

続いて、本日最後の一般質問は、受付番号4番、議席番号4番、長島邦夫議員。初めに、質問事項1のボランティア行政についてからどうぞ。

〔4番 長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○4番(長島邦夫議員) 議長から指名をされました4番議員の長島邦夫でございます。通告書が出してございますので、それに基づきまして一般質問をさせていただきたいと思っております。答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

私の質問は、大きく分けて大項目で2点でございます。最初に、ボランティアによる行政の参加について、そのような観点で質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

地方自治体において、人口の減少、高齢化、税収の伸び悩み、いろいろな必要経費の増大は日々深刻さを増しているところでございます。そのような

中、自治体経営において官と民のコラボレーション、すなわち積極的にまちづくりに参加をしたい、自治体経営に参加したいの、官民協働のまちづくりをさらに進める考え方が町民の中に多くなっているというふうに推察いたします。

当町でもさまざまな自治体支援団体、ボランティア団体が存在し、子供から大人まで活動している。活動も地域、社会への貢献、奉仕、また会員相互の触れ合い、生きがいなどさまざまありますが、今後の支援体制は非常に重要な施策と考え、以下の3点について質問をいたします。

1番としまして、今年度より町内3カ所に交流センターがオープンした。事業内容にボランティア活動の推進とありますが、事業の方向、進捗をお伺いいたします。

2番目としまして、ボランティアコーディネーターの設置により、住民のさまざまなボランティア相談ができ、相談に大きな力になるというふうに思っております。将来的には、私が前から話をしている総括ボランティアセンターにもつながると考えますが、その方向性をお伺いしたいというふうに思います。

この質問は、私は平成21年の第1回の定例会でも同じような内容で質問しておりますが、そこから2年ほどたち、大分進んできているというふうに思います。そこら辺の関係をお伺いしたいというふうに思います。

3番目としまして、NPO法人の関係でございます。NPO法人は特定非営利活動団体と通称は言いますが、特定の公益的・非営利活動を行うことを

目的とする法人であり、認証を受けると法が定める17種類の分野で活動が可能であります。

一体どんな団体、活動方法があるか分野を申し上げますが、1としまして、保健、医療または福祉の増進を図る活動、1、社会教育の推進を図る活動、1、まちづくりの推進を図る活動、1、学術、文化、芸能またはスポーツの振興を図る活動、1、環境の保全を図る活動、1、災害救援活動、1、地域安全の活動、1、人権の擁護または平和の推進を図る活動、1、国際協力の活動、1、男女共同参画社会の形成の促進を図る活動、1、子どもの健全育成を図る活動、1、情報化社会の発展を図る活動、1、科学技術の振興を図る活動、1、経済活動の活性化を図る活動、1、職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動、1、消費者の保護を図る活動、1、最後に、前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動、以上この17種類があるわけでございます。

行政の一端を担える可能性も非常にこれから多くなってくるわけですが、今後の認証を目指す団体等の支援についてお伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○藤野幹男議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 それでは、質問項目1の小項目1、今年度より、町内3カ所に交流センターがオープンした。事業内容にボランティア活動

の推進とあるが、事業方向、進捗を伺うにつきましてお答えいたします。

嵐山町ふれあい交流センターでは、ボランティア活動の実態把握をするため、個人ボランティア、ボランティア団体等の登録を全町民に呼びかけるとともに、役場や社会福祉協議会関係のボランティアを集約しております。集約した結果をもとに、ボランティア活動の啓発講座や実行委員会形式による（仮称）らんざんボランティアのつどいを開催できるように検討してまいります。また、（仮称）嵐山町ボランティアセンターの設立に向けた準備も進めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目1の小項目2、ボランティアコーディネーター設置により、住民のさまざまなボランティア活動相談に大きな力になると推測する。将来的には統括ボランティアセンターにもつながると考えるが、方向性を伺いますにつきましてお答えいたします。嵐山町ふれあい交流センターでは、生涯学習、社会教育の拠点とし、町民の多様なニーズに対応するため、地域の交流を深め、地域の人的資源を活用し、自主的な生涯学習のさらなる充実を図ってまいります。

その中で、ボランティア活動の支援事業として、現在嵐山町社会福祉協議会内にある福祉を中心としたまちづくりを行う嵐山町ボランティアセンターを改組し、子育て、高齢者の見守り、高齢者の生きがいづくり、地域美化、防犯、観光、歴史文化等あらゆる分野にボランティア活動が生かされるよう関係団体と連携を図り、人と人をつなげる体制づくりとして、（仮称）嵐山町ボ

ランティアセンターを立ち上げていくように検討してまいります。

続きまして、質問項目1の小項目3、NPO法人(特定非営利活動法人)とは、特定の公益的・非営利活動を行うことを目的とする法人であり、認証を受けると法が定める17種の分野で活動が可能である。行政の一端も担える可能性もあり、今後認証を目指す団体等への支援の推進について伺うについてお答えいたします。

平成10年3月、特定非営利活動促進法が制定され、この法は非営利活動を行う団体に特定非営利活動法人という法人格を付与することにより、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としております。今後17種の分野での活動が、嵐山町が目指す町民と行政の協働によるボランティア活動を活性化させる団体として期待されるところでございます。

現在、嵐山町にはNPO法人の認証を受けた団体が6団体あります。今後、彩の国市民活動サポートセンターや嵐山町社会福祉協議会とともに、認証を目指す団体等への支援を推進していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) それでは、再質問をさせていただきます。

(2)番のところから、1番については了解をいたしました。

小項目の2番から質問させていただきます。先ほど申し上げましたのですが、平成21年の第1回の定例会で質問したそのときに、いろいろな方々がボランティアで活動したいという気持ちを持っていると。それに町長がこたえてくれたのは、一つにまとめたいという考えを持っているというふうなご答弁をいただきました。その報告に向かってかなり進んでいるというふうに思いますので、私とすると非常にうれしく思っております。

その中でも、今答弁書にもございますが、子育て、高齢者の見守り、高齢者の生きがいづくり、地域美化、防犯、観光、歴史文化等のいろんな分野をこれから募集をしていくのだというふうに思います。

その募集に当たって、これからのことだというふうに思いますが、それを何というのですか、ボランティアの方が今言った項目に対して、この分野で私は活動したいのですがというふうな申し込みをするというふうな、そのようなことではないかなというふうに思いますが、大体どのくらいといいますか、何名体制ぐらいが最低のラインになるか、お考えがございましたでしょうか。

例えば最低でも10人以上の人がいないと活動はできないだとか、いろんなことが考えられるというふうに思うのですが、これをすべてやっていくには相当の方の応募がないとできないというふうに思うのですが、改めて申し込みを受けるのだというふうに思うのです。その点をちょっと、お考えがあればお伺いしたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 9月の広報紙の配布時に全世帯に、嵐山町の新規ボランティア登録募集ということで全世帯にこちら配布させていただきました。こちらのほうを見ていただきますと、団体でもいいし、個人、あるいは一芸ということで登録をいただく用紙になっております。今何人以上という具体的な数字はないのですけれども、何としてもボランティア活動を活性化するには登録しただけではなく、登録した人とあとはボランティアを求めている人、そういった人のマッチング活動が重要で、そういったことによってボランティア活動が活性化していくと思いますので、特に具体的に今ここに何人という数字はないのですけれども。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 運営協議会体制をしいて、その中でいろいろなものを決めていくというふうなこともお聞きしました。何か10名というふうなことで、そのほかにコーディネーターが事務局で入るということですが、そのコーディネーターの方はお一人はされていらっしゃると思うのですが、何人現在いらっしゃるのでしょうか、ちょっとお聞きできればと思います。

○藤野幹男議長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 ボランティアコーディネーターは、1人でございます。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 長い目で見れば、これから徐々に推進していくということで、1名でも十分だというふうに思いますが、非常にきめ細かい体制が必要だというふうに思います。今後も1名の方で十分やっていければそれで結構なのですが、補佐する方も含め、またそういう面からも含めて、無理のない体制で充実したボランティアセンターが運営できるように願うところです。よろしくお願ひ申し上げます。

その次のNPO法人の関係でございますけれども、基本として営利を目的とせず、社会貢献活動を行う組織であります。金銭的な報酬はないというふうに言っても過言ではございません。会員が会費を払って、会の活動を行うということになります。活動が地域のために役に立つ、社会のために立つというそういう気持ちで、その人にとっては報酬であるというふうに私は考えるわけです。

そういう面から、アメリカでは、聞いた話でございますけれども、行政が行う、この町では役場でございますけれども、第二の行政場所というふうにも言われるというふうに聞いております。いわゆる行政の一端を担う分野がかなり多いということですよ。支援というか、基本的にNPOと協働で行う事業のそのような方針があるかどうか、そのようなことを少しでも考えていらっしゃるかどうか、お聞きしたいというふうに思いますが、最初に。

○藤野幹男議長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 こちらの回答のほうでもお答えしたのですけ

れども、町民と行政が協働のまちづくりということでもありますので、行政、町民でできるようなことを、またそういったボランティア団体、NPO団体のほうにお願いすることもあるかと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) ちょっと質問が悪かったのかもしれないのですが、ただ支援ということだけではなくて、協働で、NPOも大きく活動というか支援をしながら、一緒にやっていくというふうな気持ちがあるのだということと理解してよろしいでしょうか。

では、その後の質問につながってくるのですが、社会的な認証がございませう。いわゆる認証をとると、とったということで、社会的責任もございませう。年に1度の県への事業報告というか決算報告もありますし、行政としても協働でしやすいというふうには思います。

県のホームページによりますと、先ほども答弁書に書いていただきましたが、嵐山町では6団体ございませう。活動分野も17項目ある中でこの6団体というのは、医療だとか福祉だとか、介護の部分が非常に多いです。他の部分というのは、環境の分野で申請してあるところが何カ所かございませうが、町として協働の事業を考えた場合に、町とすればどんな分野のところの団体が今後必要になってくるか、必要を感じているか、お聞きできればというふうに思いますが。

先ほど 17 項目、私申し上げましたが、町としてはこのような分野のところだったら手伝っていただきたいなというふうな、一緒に事業をやっていきたいなというふうな感じがあるのであれば、どんな分野が必要だか教えていただきたいと思いますが。

○藤野幹男議長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 先ほど長島議員さんのほうからNPOには 17 の定める分野の活動があるというお話だったのですけれども、特にこれというあれはない、すべての分野でそういった人を求めていきたいと考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) ここにこだわらずに、来るものは拒まず一緒にやっ
ていこうというふうなことだというふうに思いましたので、結構ではないかなと
思います。これからぜひ協働でやっていただきたいというふうに思います。

これは、今度私の個人的な考え方なのですが、嵐山町は自然または歴史に非常に恵まれたところでございます。環境の分野の法人も嵐山町にはあります。しかしながら、1団体、2団体ぐらいだと思います。町として、さらに進んで、通常のボランティア団体の行動をとっている団体をNPO法人に移行を進めて、一緒に行政として推進していく。先ほども協働でやっていきたいということでございますけれども、通常のボランティアの団体を、できたら

NPO法人をとって、さらに充実していったほうがいいのではないですかというそのようなアドバイスというか、支援をしていく考えを持ってほしいというふうな気持ちがあるのですが、いかがなものでしょうか。

○藤野幹男議長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 団体の方々がNPO法人の認証を受けたいということであれば、町のほうもいろんな支援をしていきたいと考えております。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 先ほど自分が特に考えている分野で環境というような部分を出しましたが、その点をやっていかないと町の何にしても、いわゆる環境の条例もございしますが、進めていくには、経費的なことを考えてもNPOにやっていただいたほうが非常にいいですし、公的な認証をとったところでは悪いことはできませんので、ぜひそっちのほうに経費節減のためにも進んでいったほうがいいような感じがします。ぜひ、支援と言いますが、積極的に指導をしていただければというふうに思うところでございます。

東松山の県税事務所ですか、あそこへ行けば、気持ちがあればいろいろアドバイスはいただけるわけですがけれども、それ以前に町で、ただ先ほど言ったようにお金を出すことが支援ではないですから、そういうことも頭に置いて、一緒に活動していくというふうな方向性を持っていただきたいというふうに思います。これは要望でございますので、次に進ませていただきたいと

思います。

2番目としまして、又エックの施設の町民利用についてお伺いをしたいというふうに思います。国立女性教育会館(又エック)は、町民に親しまれ、多くの方が利用されています。しかし、政府の事業の見直し、施設の利用料金の改正、また一部施設の縮小もあるというふうに聞いております。縮小されると町内にはない、また不足している施設などもあり、利用者の不便も想定されます。そのようなときにどのような町対応が考えられるか、お伺いをしたいというふうに思います。

実例としまして、この前、秋のお祭り、嵐山まつりの話が出ましたですが、そのときに一部テニスコートと草原の駐車場も県のほうに返して、そこから管理が外れるのだというふうな話は聞きましたですが、そんなところから質問しているわけでございます。ご答弁のほどお願いいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 質問項目2の又エック施設の町民利用についてにつきましてお答えをいたします。

長島議員さんもお存じのとおり、町でも又エックは嵐山まつりやパソコン講座、成人式等利用させていただいております。しかし、政府の事業仕分けにおきまして議論され、事業費の縮小がなされたとのことでございます。

前議会で、柳議員さんからもご質問がありましたが、利用料金は講堂に

において一般利用の1日利用が1万8,900円から4万3,000円と、2.3倍になったところがございます。

又エックの底地は県が所有しておりまして、不要な土地は県に返却したいと要望したようであります。本年1月に県の管財課が来庁され、又エックから返却される土地について嵐山町で利用してもらえるかとの話がありました。

詳細といたしましては、現在の敷地13万4,543平米のうち約4万平米を返却したいとのことでございます。場所は、講堂の裏側、テニスコート及び草原運動場であります。県からは、当初は賃借料をもらいたいとのことでしたが、今年度に入りまして、無料で町に貸し付けるので、管理及び有効利用をしてもらいたいとの申し出がありました。しかしながら、地形を見ても有効活用が難しいと判断いたしまして、県として活用してもらえよう回答したところがございます。

又エックから県への土地の返還に伴いまして、テニスコートの利用が10月から5面から2面へと縮小されます。プールについては、平成22年度から利用を行っておりません。テニスコートが縮小されることによりまして、町のテニスコートの利用をしたい旨の問い合わせは、現在ないとのことでございます。したがって、テニスコートの縮小に対する町民の方の利用は、支障がないものと考えております。

その他の施設においては、料金が上がったものの利用の休止はないものと考えられます。利用料が高くなり活動に支障が出る場合は、ふれあい

交流センター等の利用を案内させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 詳しい答弁書でございますので、一緒に読ませていただきましたですが、町民のテニスコートの縮小に対しては余り支障がないというふうなお考えというふうなことでございます。草原の駐車場についても、あそこはただ駐車場というふうに私なんかも考えておりますが、現在のところは余裕地なのでしょうか、あそこは、駐車場というより。ちょっとお聞きしますが。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、草原広場ということで、あそこで自由に遊んでいただくというか、レクリエーション等に使うような施設という位置づけだというふうに思います。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員、どうぞ。

○4番(長島邦夫議員) 町長に1つお聞きしたいのですけれども、これは嵐山町のことです。質問するわけですから、支障がないと言えればそれでいいのですが、嵐山町というのは、あそこの場合は道路1本隔てるとすぐ東松山ですね、又エックのわきは。それで、そこからちょっと離れるとすぐ滑川があるの

です。だから、嵐山の町の人も、もちろんそういう機会がこれからもまた出てくるかもしれませんが、縮小によって。それで、東松山の方も滑川の方もそういう可能性はあるわけですが、嵐山に話が来たということは、嵐山の中に又エックの土地があるからということで来たのだというふうに思うのですが、それを当然テニスコートを閉鎖すれば、そこはもう管理されないわけですから、その後すぐ使えるような状態ではないと思います。

そのようになったときに他の東松山とか滑川の行政と、うちのほうにこういう話が来ているのですけれども、皆さんで少しかような管理を一緒にやってみませんかというそのような考えは、町長の中にはないですか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ご承知のようにあそこの土地は大変、入り口も決まっていますし、利用勝手のが悪いところなのです。こっちとつながっていないと、公道のほうと。

それで、実はあそこのところは、前の議会でもちょっと話が出ましたけれども、太陽光発電の話がありました、前の議会なんかで。県でも広範囲に取り組んでいくのだということになってはいますが、それであそこのところに県で設置できないだろうかということで問い合わせを非公式にしまして、あそこのところは太陽光のこれがいろんな並ぶような感じのということで、問い合わせもいたしました。そういったものであれば、入ったり出たり、そんな隅っこの

ほうでもいいわけですからあれなのですが、ちょっと県のほうからの返答は、狭過ぎるということなのです。もっと広くなくてはだめだということで、ぽしゃったのですが。

そのほかに利用勝手というと、あそこのところを嵐山町でもし借りた場合に、無料で今度するということですが、活用ができるかということも庁内でちょっと検討したのですが、なかなかうまく活用方法がないのではないかとということで、県のほうで管理をお願いしますということで返した状況なのです。

ですので、あそこのところを東松山市、滑川町で何か一緒にやろうといても、うちのほうで考えてちょっと使い勝手が悪いところですので、ほかのところもなかなか乗ってきてくれるような状況にはないのかなというようなことで、太陽光の話だけしたのですが、それはぽしゃってしまって話は終わっていますが、そういう状況でございますので、なかなか取り組みにくい場所かなという感じはしています。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) プールというか温水プール、私も利用したことがあります。昔からすばらしい施設で、あそこのプールに入って、その後図書館で勉強するなんていうことをしたことが若いときにありますけれども、ほかにはない施設ですから、非常に今のところでもったいないという気がします。

それで、今言ったように地理的な問題で、嵐山の人もちろん全般で使っていますが、やはりこの施設の掲示板なんか見ますと、東松山の人、滑川

の人が非常に多いのです。ですから、うちのほうだけに振らないで、ぜひそういうものは県のほうで、うちのほうに名指しで来るのではなくて、余り縮小されていけば、それはもっと何かが出てくるような感じがするので、将来的にはだからうちの町だけではなくてほかの町村にも振ってもらって、一緒にそういうふうにするようなことを考えていただいたほうがいいのではないかなというふうな発想のもとで、今お話をしました。ぜひ頭の一部にでも置いていただいて、嵐山に来たら、また話があったら、当然うち待ちの状態を話すわけでしょうけれども、町、県とも少しそのようなことも考えたほうがいいのではないかと、そのような逆な提案をしてみただければというふうな感じに思っています。

私の質問はこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○藤野幹男議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 3時51分)